

国指定史跡旧余市福原漁場 —防災施設整備事業報告書—

令和6年3月

北海道余市町教育委員会

国指定史跡旧余市福原漁場 —防災施設整備事業報告書—

令和6年3月

北海道余市町教育委員会

序 文

余市町は、北海道後志総合振興局管内に位置し、北は日本海に面し、南側の周囲は緩やかな丘陵に開まれた町です。江戸時代以降はニシンの千石場所として栄え、明治以降にはリンゴ・ブドウ栽培もおこなうなど、豊かな自然の恵みを受けながら町の歴史を育んできました。

その軌跡は、国指定史跡フゴッペ洞窟や同大谷地貝塚、道指定文化財である西崎山環状列石といった代表的な遺跡を中心としながら町内60か所を超える埋蔵文化財包蔵地からも知ることができます。

とりわけ、旧余市福原漁場は、明治10年から20年代を全盛に余市町の福原家が営んだ漁場で、江戸時代末から明治時代にかけての北海道日本海沿岸の鰯漁を中心とした漁業活動を知ることができます。

特に、漁獲から加工までの漁業経営の全貌を当時のまま今に伝えるものは全道でも類がなく、昭和57年2月12日にその価値が認められ、国の史跡に指定されました。その後、昭和59年、昭和62年に追加指定を受け、現在15,812.45m²が史跡として指定されています。

余市町教育委員会では、指定を受け昭和58年より約15年の歳月をかけ、保存修理、建造物の修理、遺構の復元、環境整備をおこない、当時の漁場の活気を感じることのできるよう当史跡の保存と活用を進めてまいりました。

このたび、この貴重な歴史的財産を後世に伝えるため、余市町教育委員会では令和3～5年度の3か年で国庫補助「国宝重要文化財等防災施設整備費補助金」を受け、旧余市福原漁場防災施設整備（記念物）事業として史跡の防災施設整備を行ってまいりました。その成果をここにご報告し、今後の適切な保全と活用を図りたいと思います。

また、本事業の実施にあたりましては、文化庁、北海道教育委員会をはじめ、関係機関・関係諸氏から多くのご指導、ご協力いただきましたことを深く感謝申し上げ、巻頭のご挨拶といたします。

令和6年3月

余市町教育委員会
教育長 前坂 伸也

例　　言

1. 本書は、北海道余市郡余市町浜中町に所在する国指定史跡旧余市福原漁場の防災施設設備（記念物）事業報告書である。
2. 本事業は、「国宝重要文化財等防災施設整備費補助金」を受けて、令和3（2021）～令和5（2023）の3か年で実施した。
3. 本書の編集は余市町教育委員会が担当し、高橋美鈴（余市町教育委員会社会教育課文化財係）が執筆した。
4. 第1章の執筆にあたっては、『史跡旧余市福原漁場保存修理工事報告書』（余市町1995）及び『史跡旧余市福原漁場環境整備工事報告書』（余市町1997）を参考引用して執筆を行った。
5. 本事業にあたり、下記の機関及び方々より指導・助言を賜った。（順不同、敬称略）
文化庁、北海道教育庁生涯学習推進局、北海道教育庁後志教育局、公益財団法人 文化財建造物保存技術協会札幌監理事務所

目 次

第1章 史跡の概要

第1節 立地的環境と指定の経緯	
(1) 立地	1
(2) 指定の経緯	1
第2節 官報告示及び指定説明	
(1) 官報告示	2
(2) 指定理由	3
(3) 指定面積及び土地の公有化状況	4
第3節 史跡の歴史と概要	
(1) 旧余市福原漁場の歴史と概要	7
(2) 各建物の概要	7

挿 図

図1 余市町位置図	1
図2 史跡位置図	4
図3 史跡範囲図	5
図4 施工位置図	16
図5 仕上表・平面図・立面図・小屋伏図・屋根伏図・断面図・求積図	17
図6 平面詳細図・断面図・建具配置図	18
図7 建具表・詳細図	19
図8 構造設計特記仕様	20
図9 壁式鉄筋コンクリート構造配筋標準図(1)	21
図10 壁式鉄筋コンクリート構造配筋標準図(2)	22
図11 伏図・軸組図・部材リスト	23
図12 壁配筋図・架構配筋図	24
図13 消火設備ポンプ室詳細図	25
図14 消火設備屋外平面図	26

表 目 次

表1 公有化地番一覧	6
------------	---

表2 事業年度一覧	10
-----------	----

写 真 目 次

図版1	39
図版2	40
図版3	41

図版4	42
図版5	43
図版6	44

第2章 防災施設整備事業

第1節 事業に至る経緯	10
(1) 事業に至る経緯	10
(2) 事業に至る経緯	11
第2節 防災施設整備事業概要	
(1) 業務体制	11
(2) 防災施設整備事業の概要	12
(3) 工事の概要	13
第3章 今後の課題	15
写真図版	39
耐震予備診断書	45

目 次

図15 消火設備ポンプ室詳細図	27
図16 屋外消火栓及びホース格納箱	28
図17 自動火災報知設備系統図	29
図18 自動火災報知設備配置図	30
図19 自動火災報知設備配置詳細図	31
図20 自動火災報知設備主屋平面図	32
図21 自動火災報知設備文書庫(地階・1階)平面図	33
図22 自動火災報知設備文書庫(2階・3階)平面図	34
図23 自動火災報知設備石蔵平面図	35
図24 自動火災報知設備米味噌倉平面図	36
図25 自動火災報知設備網倉平面図	37
図26 自動火災報知設備便所平面図	37
図27 自動火災報知設備物置平面図	38
図28 自動火災報知設備事務所平面図	38

第1章 史跡の概要

第1節 立地的環境と指定の経緯

(1) 立地

旧余市福原漁場が所在する余市町は、北海道の西海岸、後志の東北部積丹半島の基部に位置し、東西を突出した岬に挟まれ、北側は日本海に面している（図1）。

行政区画としては、後志総合振興局管内に属し、東側は小樽市、西側は古平町、南側は仁木町と接し、総面積は140.6km²である。

旧余市福原漁場は市街地から約2.1kmに西に進んだ浜中地区に立地する。史跡と接するように北面に国道229号線があり、道路を挟んだ奥は海岸となっており、当時の鮭漁場の風情を残す。



図1 余市町位置図

(2) 指定の経緯

明治2(1869)年の開拓使設置により場所請負制度が廃止され、その後昭和初期に至るまで、地域はもとより北海道西海岸の生活文化・産業経済の振興に寄与してきた鮭漁場経営も、昭和29(1954)年の大漁を最後に皆無となり、産業構造の変換を余儀なくされていった。

余市町では、郷土の貴重な遺産である福原漁場を保存するべく、土地建物の所有者川内氏と協議、昭和53(1978)年1月12日付で敷地と文書庫を余市町有形文化財に指定した。

その後、川内氏より建造物6棟が寄付されたが、居宅としていた主屋を除き他の5棟の建造物は老朽化が著しい状況にあるため、北海道教育庁を通じ文化庁へ保存復旧について請願を行った。

そして、福原漁場は、往時の鮭漁場経営の遺構として経営形態の旧状を良好に残していることから、主屋、文書庫、米・味噌倉、納倉、便所、物置の6棟を含む敷地を一括で国の史跡に指定し、その保護・保存をするに至った。

第2節 官報告示及び指定説明

(1) 官報告示

○文部省告示第20号

文化財保護法（昭和25年法律第214号）第69条第1項の規定により、次の表に掲げる記念物を史跡に指定する。

昭和57年2月12日

文部大臣 小川 平二

名 称	所在地	地 域
旧余市福原漁場	北海道余市郡 余市町浜中町	147番ノ1、147番ノ2、147番ノ4、150番ノ1、 147番ノ10、157番ノ1、158番ノ4

○文部省告示第121号

文化財保護法（昭和25年法律第214号）第69条第1項の規定により、史跡旧余市福原漁場（昭和57年文部省告示第20号）に次の表を掲げる地域を追加して指定する。

昭和59年8月29日

文部大臣臨時代理 国務大臣 藤波 考生

所在地	地 域
北海道余市郡余市町浜中町	国有林余市事業区292林班い小林班のうち実測3387.88平方メートル

備考 地域に官する実測図を北海道教育委員会及び余市町教育委員会に備え置いて縦覧に供する。

○文部省告示第137号

文化財保護法（昭和25年法律第214号）第69条第1項の規定により、史跡旧余市福原漁場（昭和57年文部省告示第20号及び昭和59年文部省告示第121号）に次の表に掲げる地域を追加して指定する。

昭和62年12月25日

文部大臣 中島源太郎

所在地	地 域
北海道余市郡余市町浜中町	157番ノ2、157番ノ4、157番ノ5、157番ノ6、158番ノ3

(2) 指定理由

(ア) 基準

特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準 史跡 6

(その他産業交通土木に関する遺跡)

(イ) 説明

○指定理由

北海道日本海岸の江差・寿都・余市・留萌等の沖合は、古くから鰈・鮭等の漁場として知られていた。ヨイチ（余市）は、場所請負制度下の江戸時代でも、大きな場所として知られ、運上家が設けられていた。明治2年、場所請負制度は廃止され、表面上は独占的な生産と流通は否定されたが、旧請負人はなお大きな力を持っていた。

こうしたことを背景に、北海道の日本海岸には、江戸時代から漁業関係の建物が多く建てられた。

今回指定するのは、余市町の浜中町にすでに幕末から定住していたことが確認される福原家が経営する漁場のうち、主として建物の存在する部分と若干の干場である。現存する建物は、主屋、倉庫（文書庫）、倉庫（米・味噌倉）倉庫（網倉）、便所、物置小屋の6棟である。舟倉、石蔵、作業場等は失われている。主屋は、約1/3程解体されて現存しないが典型的な平入型番屋建物であり、米・味噌倉と便所は、江戸後期の建築と考えられている。

北海道の江戸から明治時代にかけての漁業活動、とりわけ鰈漁を知ることができる諸遺構がほとんど失われてしまった今日、余市町浜中町の福原漁場は、その漁業活動を物語る諸建物が、一部は失われたとはいえ、よくまとまって遺存する好例であり、江戸時代の場所請負制度とその遺制及び明治時代の日本の漁業活動の一端を語る遺構として貴重である。

（昭和57年2月12日府保記第2の2号説明より）

○昭和59(1984)年追加指定理由

旧余市福原漁場は、江戸末期から明治にかけての北海道の漁業活動の荷い手であった運上家の遺構として、昭和57年2月12日に史跡に指定された。今回追加指定する地域は、既指定地に隣接する斜面地であり、遺構保全上必要不可欠の地である。既指定地と一体化して保存を図ろうとするものである。（昭和59年8月29日府保記2の32号説明より）

○昭和62(1987)年追加指定理由

旧余市福原漁場は、明治10～20年代を全盛に余市の福原家が営んだ漁場であり、江戸時代末から明治時代にかけての北海道日本海岸の漁業活動、とりわけ鰈漁を知ることができる貴重な遺構として、昭和57年に史跡に指定されている。昭和59年には南接する斜面地の追加指定を行う一方、昭和58年から建物群の保存修理が進行しつつある。

今回、既指定地の北西に隣接する「干場」として機能した地区を追加して指定し、その保存を図ろうとするものである。（昭和62年12月25日府保記第25の31号説明より）

(3) 指定面積及び土地の公有化状況

○指定面積及び指定範囲

指定面積：15,812.45m²



図2 史跡位置図

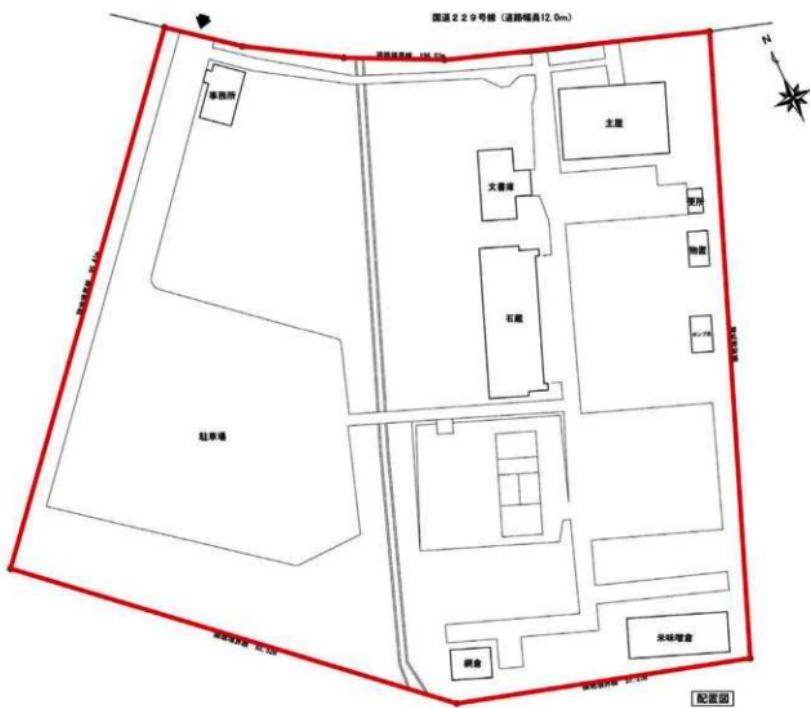


図3 史跡範囲図

○土地の公有化状況

土地の公有化状況は表1のとおりである。

表1 公有化地番一覧

住所	面積 (m ²)	所有者	備考
浜中町 147番1	1914.67	余市町	
147番2	174.23	余市町	
147番4	500.19	余市町	
147番5	3,249.33	余市町	
150番1	386.17	余市町	
150番10	914.96	余市町	
157番1	3,554.00	余市町	
157番2	48.07	余市町	
157番4	349.09	余市町	
157番5	339.42	余市町	
157番6	670.83	余市町	
158番3	284.99	余市町	
158番4	37.90	余市町	
308番のうち	3,387.88	余市町	史跡所有者の変更及び所在異動届出書（余教社号昭和61年1月29日）より北海道余市郡余市町浜中町国有林余市事業区292林班い小班内から北海道余市郡余市町浜中町308番地内に所在地変更
計	15,812.45		

第3節 史跡の歴史と概要

(1) 旧余市福原漁場の歴史と概要

旧余市福原漁場は、明治期～大正期に建築された主屋・網倉・米味噌倉・便所・物置等からなる漁場建築群である。当漁場経営者の初代となる福原才七は、安政年間から父母とともに檜山郡沙吹（上ノ国町沙吹）から余市の浜中地区へ鰯漁の出稼ぎに来ていたようで、明治17(1884)年にはすでに浜中42番地に居住している。

このころから、近隣の土地建物や漁船を入手し、明治18(1885)年に浜中42番地の土地・建物を余市郡山確村（現余市町富沢）の猪俣安之丞から買い入れ、事業拡大に努めている。

そして、明治28(1895)年には、道北の宗谷國利尻へ転籍するが、明治32(1899)年には余市に戻り、翌33(1900)年にこの地で死亡、その子作次郎が家督相続し、二代目才七を襲名する。

二代目才七は、明治34(1901)年に浜中42、43番の土地と建物を大村由太郎へ抵当に入れ、事業資金を借用して事業拡大を計ろうとする。しかし、明治35(1902)年10月に大しけによる船の破損、乗組員の遭難という大被害を受け、翌36(1903)年に小黒浜蔵から前回と同一の抵当物件で借入金は4分の3という悪条件で借り入れるが、返済できず所有が小黒浜蔵へと移る。

2代目の所有者となった小黒浜蔵は余市でも屈指の大漁業家で、祖は檜山国江差五勝手の漁家小黒嘉右衛門の支配人を務め、慶応年間に余市で独立漁業をなすときに主人の小黒性を分与され、居を沖村とし、鍛建網を経営した。明治44(1911)年、さらに事業拡大を計ったのか、同地31番地に居住していた川内藤次郎の漁業権を借りた。しかし、この年の不漁により失敗し、大正元年に浜中42番地と付近の土地・建物と漁具類を川内家に売却した。

3代目の所有者となった川内家の祖は近江国出身といい、幕末頃には松前郡炭焼沢村（現松前町大沢村）に居住し、余市方面へ出稼ぎ漁業をなし、明治5(1872)年には沖村に干場を所有していた。明治20年代にはいると沖村31番地に居を移し、果樹や水田の経営もおこない、漁業専業ではなく多角経営をなした。

その後、大正5(1916)年に、本居をこの浜中に移し、従来の主屋を解体し、それらの部材を用いて翌6(1917)年に現主屋を新築する。

(2) 各建物の概要

敷地内建物の概要は以下の通りである。

i 主屋

構造：桁行19.240m、梁間12.762m、木造平屋建、切妻造、柿葺

概要：中央やや西寄りに背面まで幅1間半のトオリニワを設け、東側は雇漁夫の寝食空間（ネダイ・大炉あり）、西側は親方の居住空間とし、帳場・茶の間・座敷等を設ける。

歴史：前回の保存修理工事で発見された棟札より、現存する主屋の創建年代は、大正5(1916)年7月と考えられる。その後、増改築が行われ今の形となった。

ii 文書庫

構造：桁行12.7240m、梁間6.363m、土蔵造、三階建地階付、切妻造、棟瓦葺

概要：1～3階は木造大壁漆喰塗り、地階は布石積である。また、正面（東面）に木造平屋建ての前室を設ける。

歴史：明治21(1888)年発行の「後志国盛業図録」に同建物が描かれていることから、明治10年代の創建と考えられる。

iii 米味噌倉

構造：桁行18.180m、梁間7.272m、木造平屋建、切妻造、柿葺

概要：内部を桁行4室に間仕切り、各室ごとに出入口を設置し、東西両端の室には2階を設ける。

歴史：昭和58(1983)年～平成6(1994)年度にかけて実施された工事で発見された化粧野地の墨書きから明治13(1880)年の創建とされる。明治34(1901)年に作成された福原漁場の「不動産売渡證書添付図面」に、坪数40坪、間数が長手10、短手4と示されていて、現状と一致する。

iv 網倉

構造：桁行7.272m、梁間5.454m、木造平屋建、切妻造、亜鉛引鉄板葺

概要：外壁は亜鉛引鉄板張りで、一部中二階を設ける。

歴史：初代網倉は明治34(1901)年以降に大破し、大正3(1914)年から6(1917)年の間に現存の網倉が建てられたと推定される。

v 便所

構造：桁行4.393m、梁間2.727m、木造平屋建、切妻造、柿葺

概要：桁行4室に間仕切り、大便所3、小便所1をもうける。基礎を石積とし、床下全面を便槽とする。

歴史：大正3(1914)年の追加登記において、初めて「廁」の表記が見られるが、登記書に評価額の小さい建物が省略されていた可能性もあり、建設時期は不明である。

vi 物置

構造：桁行6.363m、梁間3.636m、木造平屋建、切妻造、柿葺

概要：西向き、桁行2室に間仕切りを設ける。土間叩き仕上げ。

歴史：大正3(1914)年の「付属建物増築登記申請添付図面」に現れる「七号 雜庫」と称する建物が現在の物置と考えられる。同図では便所に接続して3間×2間となっているが、実際には約1間離れて3間半×2間である。

vii 石蔵（復元）

構造：桁行27.270m、梁間10.840m、木造平屋建、切妻造、片流れ柿葺（下屋）

概要：東向き。

歴史：明治21(1888)年発行の「後志国盛業図録」にある建物は、規模が小さく外観も異なることから別な建物であったと考えられる。その後、明治34(1901)年の「不動産売渡証書添付図面」において「第3号 瓦葺石蔵壱棟」で、坪数は82坪5合、桁行15間、梁間5間半と記されている。大正6(1917)年「建物変更登記済証添付図面」では、下屋部が記載されており、現存の建物と合致する。指定時は、礎石の一部を残すのみで、跡地は畠地となっていた。

viii 雜倉

構造：桁行18.180m、梁間7.272m、切妻造、柿葺

概要：布基礎のみ復原（木造二階建て、屋根切妻柿葺）

歴史：明治21(1888)年発行の「後志国盛業図録」には、現在の位置に建物の記載がなく、明治34(1901)年の「不動産売渡証書添付図面」で、「柾葺造雜庫壱棟」として「内式附四拾坪」とあり、桁行10間、梁間4間と記されており、発掘調査で確認された遺構とも合致する。しかし、2階部については、大正元年「不動産売渡証書」に「建坪四拾坪外二階参拾六坪」とあり、「不動産売渡証書添付図面」と比較すると坪数が異なる。また、昭和14年の売渡書には「木造亞鉛（鉄板）葺貳階建雜庫 建坪四拾坪外貳階及參階付」と記されており、1階平面以外はそれぞれに異なり判然としない。

これらに基づき、建物の創建年代を整理すると以下のようになる。

- ・主屋：大正6(1917)年以前
- ・文書庫：明治10年代
- ・米・味噌倉：明治10年代
- ・網倉：大正3(1914)年
- ・便所：大正3(1914)年以前、明治20年代か
- ・物置：大正3(1914)年
- ・石蔵：明治34(1901)年以前（現在は復原）
- ・雜倉：明治34(1901)年以前（現在は基礎のみ復原）

第2章 防災施設整備事業

第1節 事業に至る経緯

(1) 事業に至る経過

旧余市福原漁場は、昭和58(1983)年度から保存修理工事を実施し、昭和61(1986)年度から平成4(1992)年度に施設内の防災施設工事が竣工した。また、昭和61(1986)年度から平成6(1994)年度にかけて環境整備を行い、平成7年より一般公開を開始した。各工事概要は表2のとおりであり、詳細については『史跡旧余市福原漁場 保存修理工事報告書』(余市町1995)及び『史跡旧余市福原漁場 環境整備工事報告書』(余市町1997)にまとめられている。

表2 事業年度一覧

事業年度	工事概要
昭和58(1983)年度	仮設工事、文書庫及び米・味噌倉の倉庫2棟の半解体、揚屋、基礎工事等。
昭和59(1984)年度	文書庫及び米・味噌倉の継続と主屋、物置、便所の破損個所解体調査及び付属下屋解体撤去等。
昭和60(1985)年度	文書庫の屋根、左官、建具工事及び主屋の揚屋、基礎、木、屋根工事、石蔵基礎部の発掘調査。
昭和61(1986)年度	文書庫及び米・味噌倉の雑工事。主屋の継続工事、物置・便所の半解体、基礎、木、屋根雑工事。雑倉基礎部の発掘調査。電気・火災報知等の防災設置工事。環境整備として土留工事。
昭和62(1987)年度	米・味噌倉及び主屋の雑工事。網倉の半解体、揚屋、基礎、木、屋根工事。石蔵の基礎、木工事。防災施設工事(2年目)。
昭和63(1988)年度	網倉の板金、塗装、雑工事。石蔵の石工事等。
平成元(1989)年度	石蔵の基礎、木、石工事。
平成2(1990)年度	石蔵の基礎、木、石工事(2年目)及び屋根工事。
平成3(1991)年度	石蔵の下屋一式と雑倉の基礎工事。環境整備として外柵、園路工事。
平成4(1992)年度	防災工事。環境整備として前年度の継続のほか排水、植栽工事等。
平成5(1993)年度	環境整備の継続工事で園路、排水、植栽工事と併せて納屋場の設置及び整地工事等。
平成6(1994)年度	水路、木橋、整地工事、石標及び説明板、照明等の設備設置。

【過去の保存修理工事概要】

- ・ 主　　屋：一部解体工事（内便所の解体調査及び後世の改変箇所の解体）、素屋根工事、屋根解体工事、揚屋工事、基礎工事、木工事、屋根工事、雑工事（床下木部防腐処理ほか）、建具工事、壁紙貼工事
- ・ 文　　書　庫：一部解体工事（正面の前室を全解体）、素屋根工事、揚屋工事、基礎工事、木工事、屋根工事、左官工事、建具工事、雑工事
- ・ 米・味噌倉：揚屋工事、基礎工事、木工事（一部）、屋根工事、雑工事

- ・網 倉：揚屋工事、基礎工事、木工事（一部）、一部解体工事、木工事、屋根工事
- ・便 所：曳家、一部解体工事、基礎工事、木工事（屋根廻り）、屋根工事、雑工事
- ・物 置：解体工事、基礎工事、木工事、屋根工事、雑工事
- ・石蔵（復元）：地下遺構調査、素屋根工事、基礎工事、木工事、石工事、屋根工事、建具工事、電気設備工事
- ・雑 倉：地下遺構調査、基礎工事
- ・その他共通工事：仮設工事、電気工事、土留工事

（2）事業に至る経緯

旧余市福原漁場は、昭和58（1983）年度から保存修理工事を実施し、昭和61（1986）年度から平成4（1992）年度に施設内の防災施設工事、昭和61（1986）年度から平成6（1994）年度にかけて環境整備を実施してきた。

しかし、防災施設工事から30年が経過し、防災設備の老朽化が著しいことから、史跡内の防災機能を維持し、災害が発生した際に、来館者の安全と被害を最小限に抑えることを目的に、令和3（2021）年度から令和5（2023）年度の3か年で国庫補助事業（国宝重要文化財等防災施設設備（記念物）事業）により、各種設備の更新及び新設をするに至った。

第2節 防災施設整備事業概要

（1）業務体制

【令和3（2021）年度】

余市町教育委員会 教育長	前坂 伸也
教育部長	中村 利美
社会教育課長	浅野 敏昭（余市水産博物館長）
社会教育課文化財係係長	小川 康和（担当者）
学芸員	池畠 風沙
主事	井上 彩乃

【令和4（2022）年度】

余市町教育委員会 教育長	前坂 伸也
教育部長	中村 利美
社会教育課長	浅野 敏昭（余市水産博物館長）
社会教育課文化財係主任	高橋 美鈴（担当者）
学芸員	池畠 風沙
主事	井上 彩乃（10月～3月）

【令和5(2023)年度】

余市町教育委員会 教育長	前坂 伸也
教育部長	浅野 敏昭
社会教育課長	中島 豊
社会教育課 主幹 (余市水産博物館長)	中村 利美(4月~9月) 奥寺 淳(10月~3月)
社会教育課文化財係 係長	高橋 美鈴(担当者)
主任	池畠 風沙
主事	井上 彩乃

(2) 防災施設整備事業の概要

防災施設整備事業に先立ち平成30(2018)年度に工事設計を行った。その後、令和3(2021)年度から令和5(2023)年度の3か年で防災施設整備(記念物)事業として、主に自動火災報知機、消防用放水銃の各種設備の更新及び新設を実施した。各年度の工事概要は以下のとおりである。

【平成30(2018)年度】

概要：旧余市福原漁場防災設備改修に係る工事設計業務を実施した。

期間：平成30(2018)年8月9日～平成31(2019)年1月31日

設計委託：株式会社ドーコン(所在地：札幌市厚別区厚別中央1条5丁目4番1号)

【令和3(2021)年度】

概要：新たに防災用エンジンポンプを設置するためのポンプ室を新設した。

期間：令和3(2021)年9月1日～令和4(2022)年2月28日

施工：赤石建設 株式会社(所在地：余市郡余市町大川町11丁目40番地)

工事監理：株式会社ドーコン(所在地：札幌市厚別区厚別中央1条5丁目4番1号)

【令和4(2022)年度】

概要：消防用放水銃の購入、エンジンポンプの製作及び新ポンプ室の電気工事を実施した。

また、工事中に従来の消防用配水管の位置の確認が必要となったことから配水管の確認調査を実施した。そのほか、史跡内建物7棟の耐震予備診断を行った。なお、耐震予備診断の結果は巻末に掲載した。

期間：改修工事 令和4(2022)年6月20日～令和5(2023)年3月20日

配水管調査 令和4(2022)年10月26日～令和4(2022)年11月30日

耐震予備診断 令和4(2022)年10月26日～令和4(2022)年12月25日

施工：株式会社ゴウダ虻田支店(所在地：虻田郡洞爺湖町入江224番地28)

工事監理：株式会社ドーコン(所在地：札幌市厚別区厚別中央1条5丁目4番1号)

配水管調査支援：シン技術コンサル株式会社(所在地：札幌市白石区栄通2丁目8番30号)
耐震基礎診断：株式会社コンステック札幌支店(所在地：札幌市中央区南3条西10丁目1001-5)

【令和5(2023)年度】

概要：自動火災報知設備配線の更新及び新設、地上式放水銃の更新及び新規地上式放水銃の設置、新規消火栓の設置、各放水銃及び消火栓の設置に伴う配水管の更新、新規埋設既設ポンプ室の解体・撤去、エンジンポンプの設置を行った。

期間：令和5(2023)年6月1日～令和5(2023)11月31日

施工：株式会社ゴウダ虻田支店(所在地：虻田郡洞爺湖町入江224番地28)

工事監理：株式会社ドーコン(所在地：札幌市厚別区厚別中央1条5丁目4番1号)

(3) 工事の概要

【建築・解体工事】(図4～図12)

新ポンプ室の建築及び既設ポンプ室の解体撤去

当該ポンプ室は、防災施設整備に伴い平成4(1992)年に設置されたが、火災時に電気の供給が遮断される恐れがあることから、これまで設置していた消火用モーターポンプから新たに電動機を要しない消火用エンジンポンプに変更した。

また、新規エンジンポンプ導入に伴い、令和3(2021)年に国庫補助を受けて新規ポンプ室を設置した。併せて既存ポンプ室及び内部の既設のモーターポンプの解体・撤去を行った。

【消火設備工事】(図13～図16)

既設消火用放水銃は、平成4(1992)年に施設内の防災施設工事時に設置したものである。しかし、設置から30年が経過しているため老朽化が著しいことから、史跡内の防災機能の維持を目的として、地上式放水銃の更新(2基)、地下式放水銃から地上式放水銃へ変更(1基)、新規地上式放水銃の設置(1基)、新規消火栓の設置、各放水銃及び消火栓の設置に伴う配水管の更新、新規埋設工事を実施した。各工事の概要は以下のとおりである。

i 地上型放水銃の撤去及び更新

石蔵背面及び網倉前の消火用放水銃を撤去し、消火栓併設型の放水銃に更新することとし、新たに放水銃格納箱及びホース格納箱を備え付けた。

工法：機械によって既設放水銃の基礎コンクリート部分をはり、手作業による撤去を行った。

新設する放水銃設置は、既存掘削範囲内を機械によって掘削したのちコンクリート打設を行い、手作業による設置を行った。

ii 地下埋設型放水銃の撤去及び地上式放水銃の新設

火災発生時に主屋を中心に双方向からの放水を行うことを目的として、主屋裏の既設地下埋設型放水銃を撤去し、新たに放水銃及びホース格納箱を備え付け、配水管と連結した。

工 法：機械によって地下埋設型の既設放水銃、既設ホース格納箱のコンクリート部分をはつり、手作業による撤去を行った。放水銃設置は機械による掘削、配水管の連結、基礎コンクリート打設を行った。

iii 新規地上式放水銃の新設

主屋横に新たに消火用放水銃及びホース格納箱を設置した。

工 法：保護層及び搅乱層内を機械によって掘削したのち配水管の連結、基礎コンクリート打設を行い、格納箱を設置した。

iv 新規消火栓の設置

米味噌倉前に新たに不凍消火栓及びホース格納箱を設置した。

工 法：保護層及び搅乱層内を機械によって掘削したのち配水管の連結、基礎コンクリート打設を行い、格納箱を設置した。

v 放水銃更新に伴う配水管の更新

防災機能の維持のため、経年劣化した新ポンプ室から主屋、石蔵、網蔵までの既設配水管を撤去・更新した。なお、既存配水管は残置とした。

工 法：既存の配水管埋設箇所を重機で掘削を行い、旧配水管に沿った位置で手作業により新規給水管を埋設した。

vi 放水銃新設に伴う配水管の新規埋設

防災機能の向上のため、主屋横及び米味噌倉の消火用放水銃の新設と、新ポンプ室と配水管とを連結し、主屋横、米・味噌倉、新ポンプ室へ連結する消火用放水銃用配水管を新たに埋設した。

工 法：機械による埋設箇所の掘削を行い、新規配水管を手作業により設置、調整した。

【自動火災報知設備工事】(図17～図28)

i 自動火災報知設備配線の更新及び新設

当史跡の自動火災報知設備は、昭和61(1986)年から平成4(1992)年の防災施設工事時に設置したものである。設置から約30年が経過しているため老朽化が著しく、自動火災通報装置は代替機で対応し、各建物と連絡する配線については、地上配線で対応している状況であった。このことから、史跡内の防災機能の復旧を目的として、自動火災報知機等の更新を行った。各工法の詳細については、以下のとおりである。

ii 自動火災報知設備配線更新に伴う配線切替

自動火災報知設備に連絡する配線のうち、物置便所主屋間、文書庫、石蔵、網蔵、米味噌倉間の旧配線を撤去し、配線を更新した。

工 法：平成4(1992)年度に敷設した既設の保護管部分を0.6m再掘削して撤去した後、同箇所に新たな保護管を埋設、保護管内に新配線を挿入して更新した。

iii 自動火災報知設備配線更新に伴う既存舗装撤去及び配線埋設

自動火災通報知設備に連絡する配線のうち、主屋～事務所間に新たに配線を敷設した。

工 法：凍結深度以下になるよう保護層及び搅乱層内まで掘下げ、事務所に新設する自動火災報知機盤への配線を埋設した。

iv 自動火災報知設備配線更新に伴う既存舗装の撤去及び敷設

自動火災通報知設備に連絡する配線のうち、主屋と米味噌倉間の自然石舗装部分の既設配管及び既設配線を撤去し、同ビットを再利用して配管と配線を新設した。

工 法：本工事は、平成4(1992)年度埋設したコンクリート製の地下埋設ピット上部にある自然石舗装部分を掘削し、露出したコンクリート製の地下ピットに設置している配管及び配線を撤去、新たな配管及び配線を設置した。

第3章 今後の課題

旧余市福原漁場は、修理・環境整備を終えた平成7(1995)年から史跡の公開がはじまり、以後多くの見学者が訪れて史跡の価値が理解されてきた。

余市地方では、昭和29(1954)年以後、「群来」と呼ばれるニシンの産卵で海面が白く濁る現象が見られなくなり、ニシンも幻の魚となっていました。

しかし、近年、余市で群来が度々みられようになり、ニシン漁で活気づいていた往時の環境が戻りつつあることが注目されている。再びニシンへの関心が高まるなか、その歴史と文化を伝える旧余市福原漁場のさらなる活用が必要となっている。

旧余市福原漁場は、前回の修理事業から約30年が経過し、建造物等史跡の劣化が目立ちはじめている。当事業によって防災設備の更新が図られたものの、根本的な再整備が必要な状況であり、保存活用計画の策定など整備事業に向けた計画作成が急務となっている。

今後は、ニシン漁やニシン漁場の歴史を後世に伝えるべく、これらの計画の策定を進めるとともに施設を維持する体制づくりを行い、更なる史跡の保存と活用の推進が課題となる。

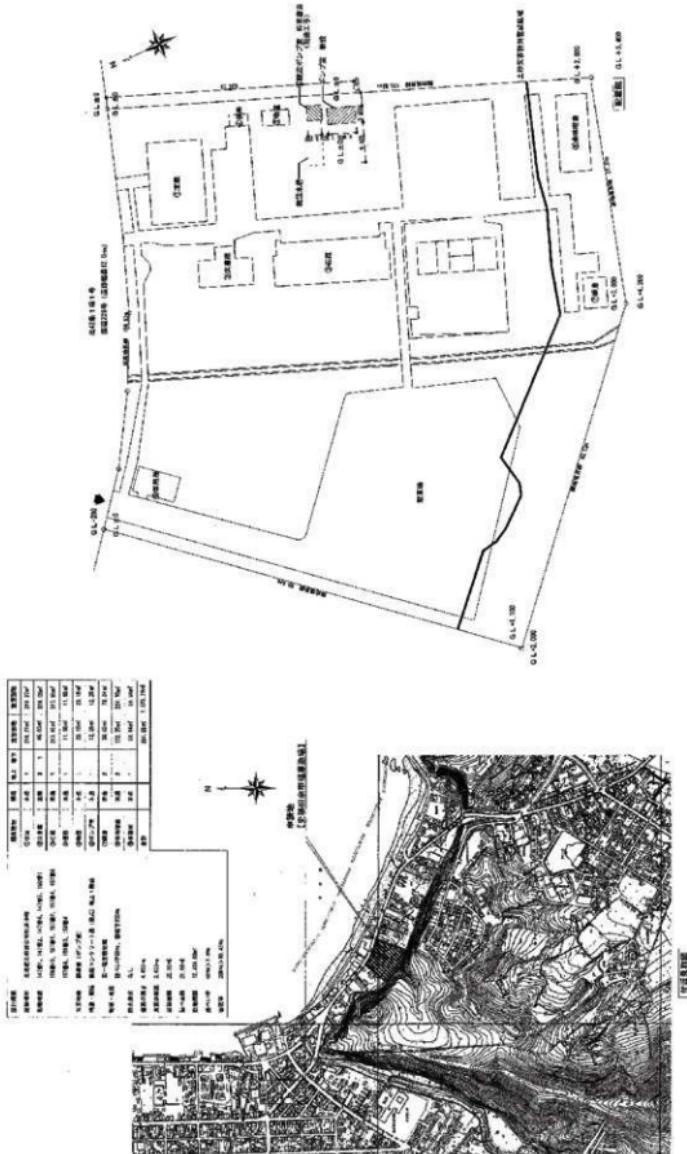


図4 施工位置図

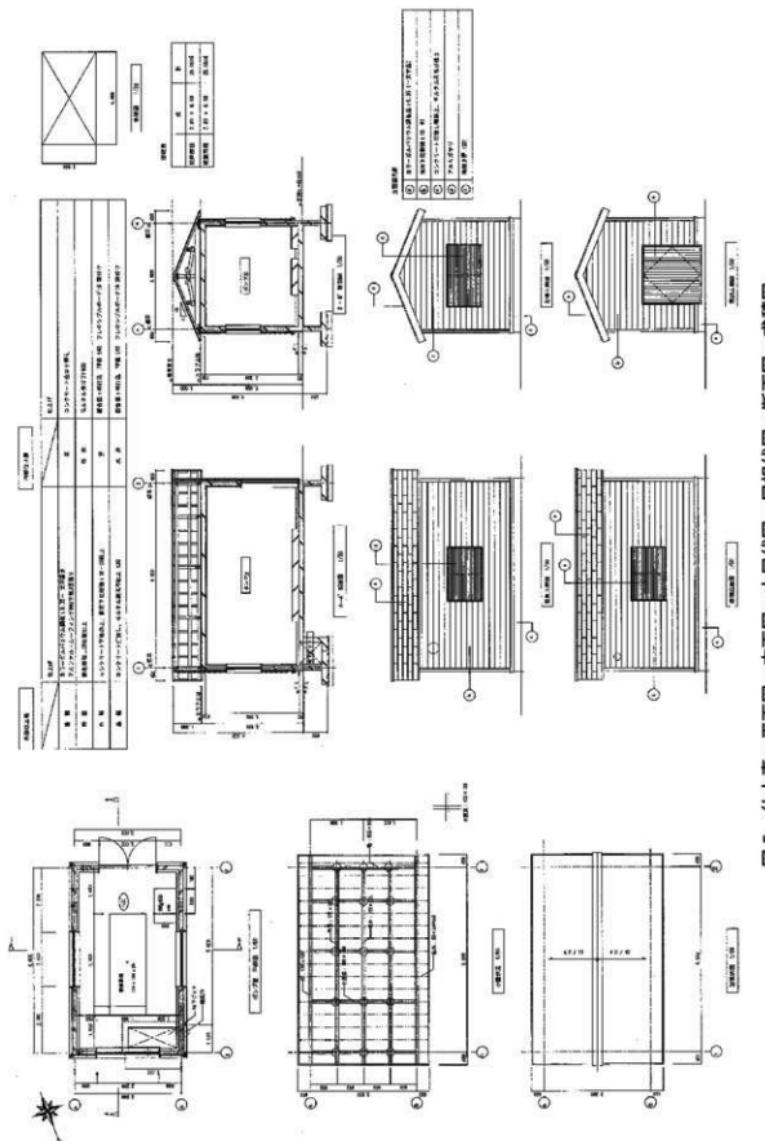


図5 仕上表・平面図・立面図・小屋伏図・屋根断図・断面図・求積図

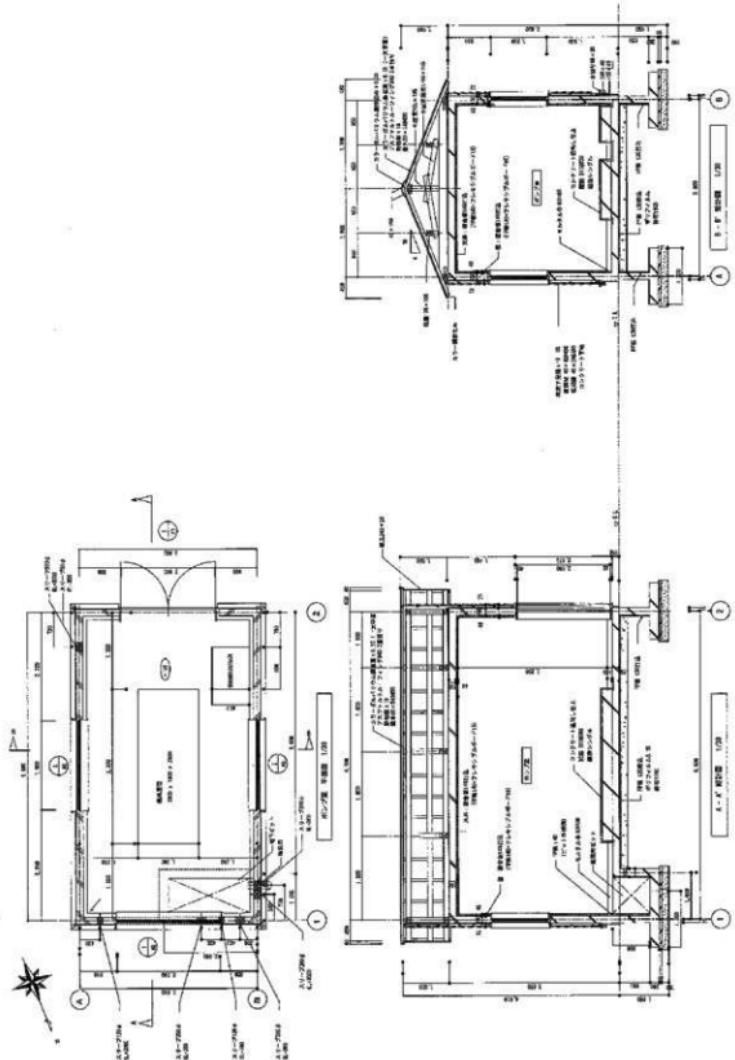
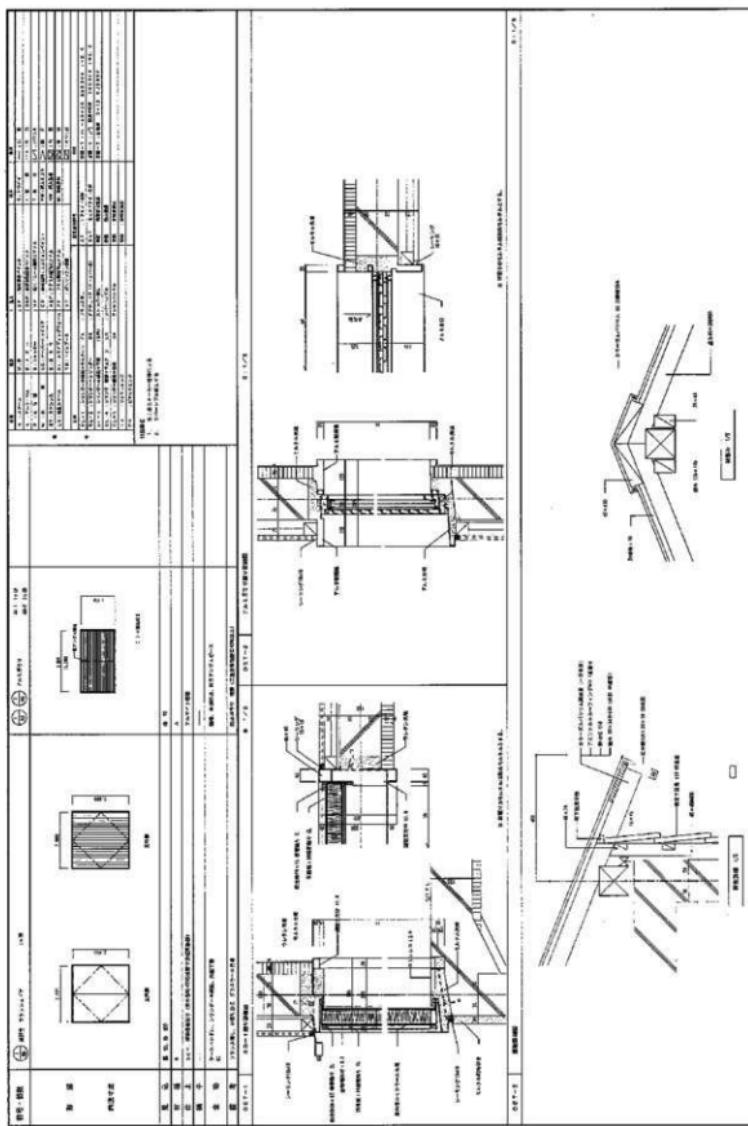


図6 平面詳細図・断面図・建具配置図



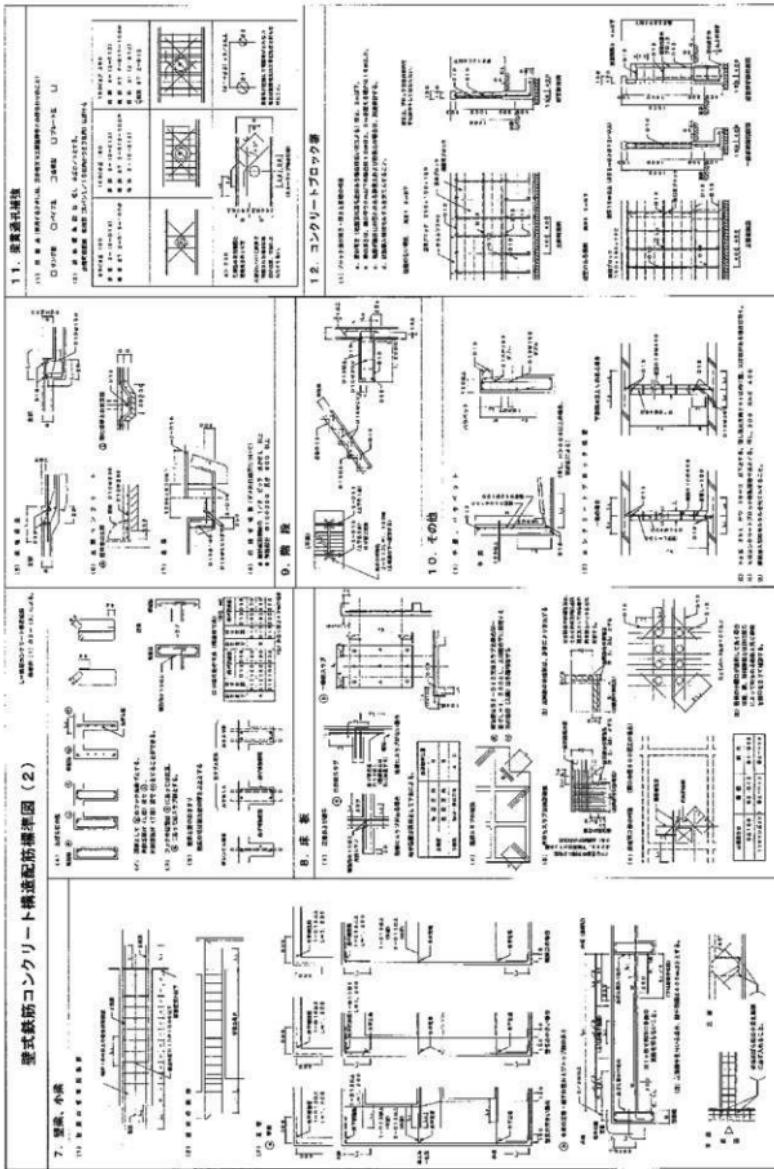


図10 壁式鉄筋コンクリート構造配筋標準図(2)

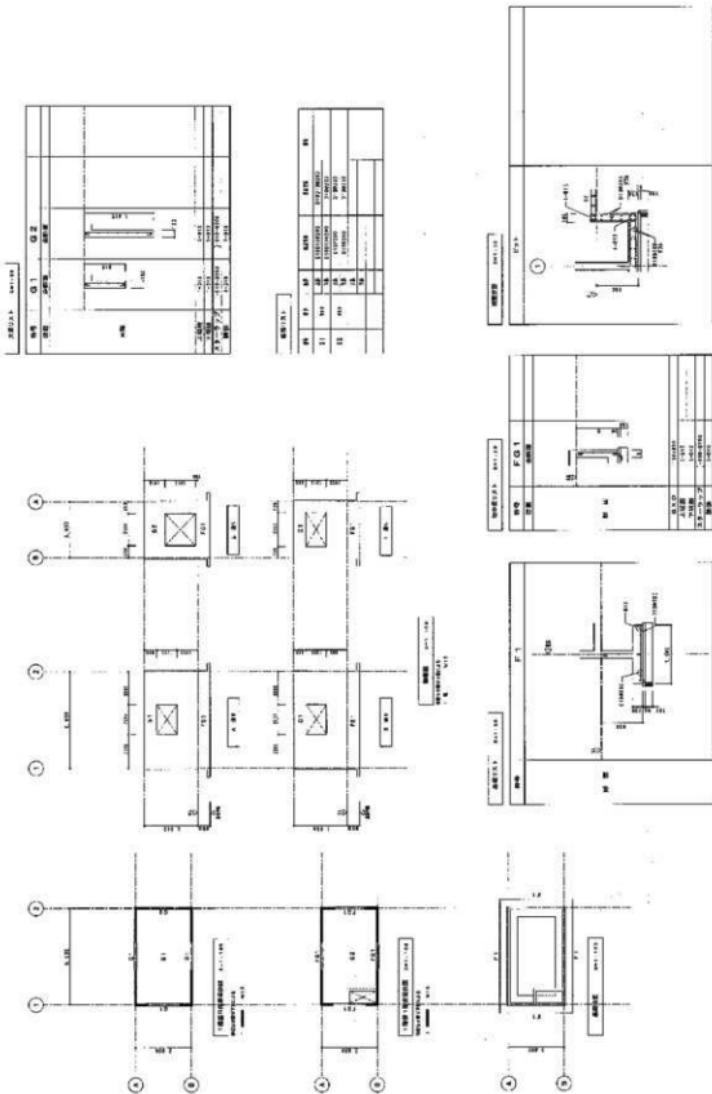


図11 伏図・軸組図・部材リスト

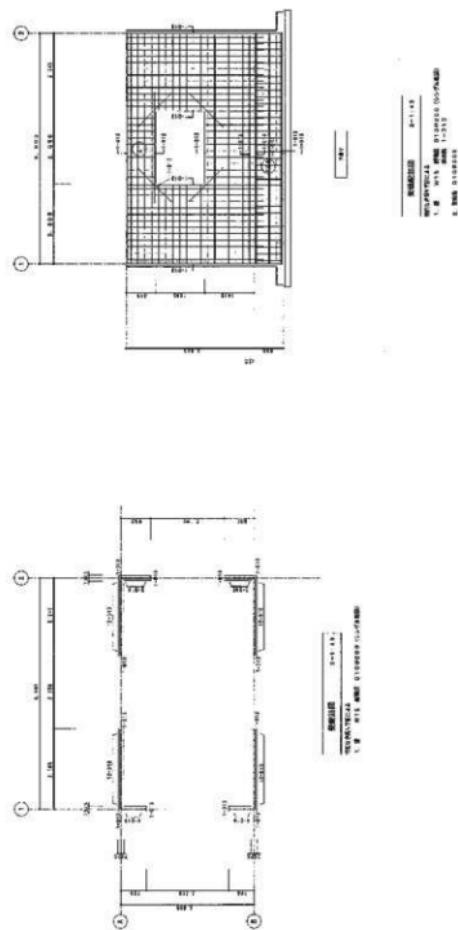


図12 壁配筋図・架構配筋図

記 号	名 称	規 格	仕 様	備 考
①	給水装置取引ポンプ装置の配置		手動式浮筒式起動器	手動式浮筒式起動器(ノブ操作) H(505)048
	・水槽容量: $6.5 \text{ L} \times 5 \text{ m} \times 2.0 \text{ 分} = 51, 500 \text{ L}$ (底面積)		3.0 A 電気式起動器	
②	水槽は底面の5mの水の水槽を構成する。		3.0 A 電気式起動器	
③	貯水槽は6.5L×2.0m×2基の貯水槽とする。		3.0 A 電気式起動器	H(505)048
④	・ポンプ本数: 6.5 L × 2基 = 13.0 L / m (底面積)		3.0 A 電気式起動器	
	1.9 L × 2基 = 3.0 L / m (底面積)		3.0 A 電気式起動器	H(505)048
	・ポンプの流量は底面と貯水槽面に2.2倍にする。			
⑤	貯水槽は、初期充填時を除くとその他の、貯水槽加圧までの引込が可能なものとする。			
⑥	※ポンプは大規模流量(流量: 時の実測を算し ディーゼルエンジンポンプとする。			

消火設備仕様書	
○水槽容量及びポンプ装置の配置	
・水槽容量: $6.5 \text{ L} \times 5 \text{ m} \times 2.0 \text{ 分} = 51, 500 \text{ L}$ (底面積)	
① 水槽は底面の5mの水の水槽を構成する。	
② 貯水槽は6.5L×2.0m×2基の貯水槽とする。	
・ポンプ本数: 6.5 L × 2基 = 13.0 L / m (底面積)	
1.9 L × 2基 = 3.0 L / m (底面積)	
・ポンプの流量は底面と貯水槽面に2.2倍にする。	
⑤ 貯水槽は、初期充填時を除くとその他の、貯水槽加圧までの引込が可能なものとする。	
⑥ ※ポンプは大規模流量(流量: 時の実測を算し ディーゼルエンジンポンプとする。	

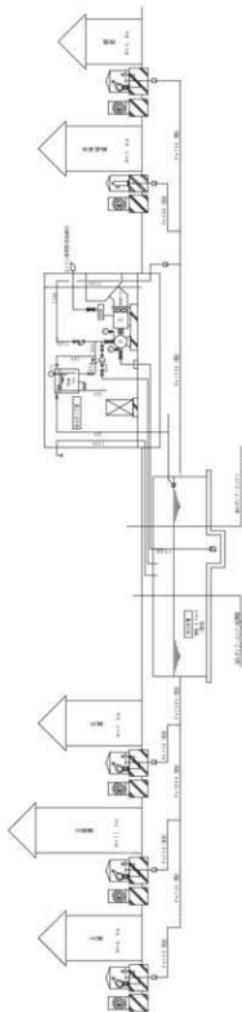
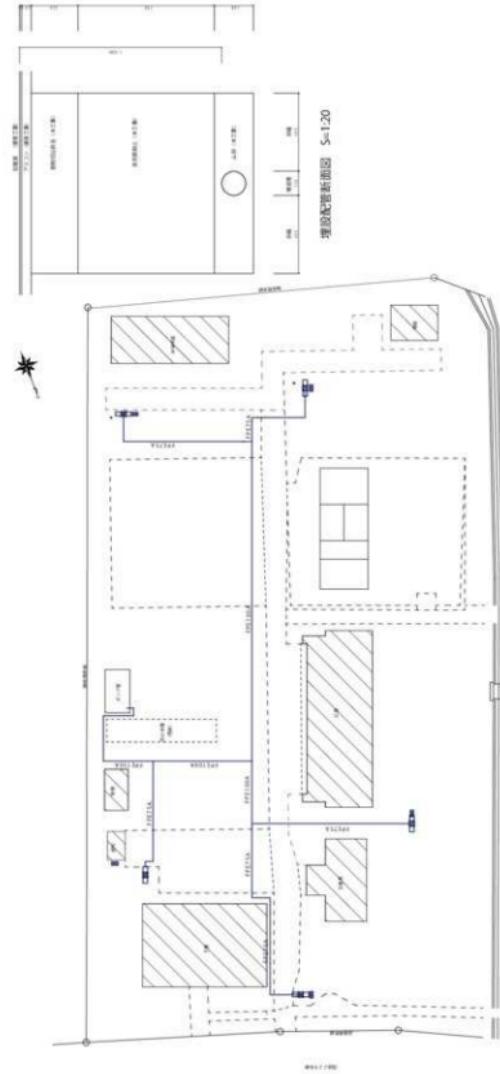


図 13 消火設備ポンプ室詳細図



記号	名称	仕様
□■	地上式放水栓格納箱 (消火栓併設型)	テコ式不凍放水栓 6.5A 700W×700D×850H (SUS304製) 3.0A 消火栓弁、6.5A 可変噴霧短ノズル付
□■■	不凍消火栓格納箱	80A×3.0A 地上式不凍栓 6.00W×600D×950H (SUS304製) 3.00H 架台付
■■	水一ス格納箱	3.0A×3.0m 保形水一ス 750W×200D×1150H (SUS304製) 3.0A 可変噴霧ノズル付

図14 消火設備屋外平面図（1/800）

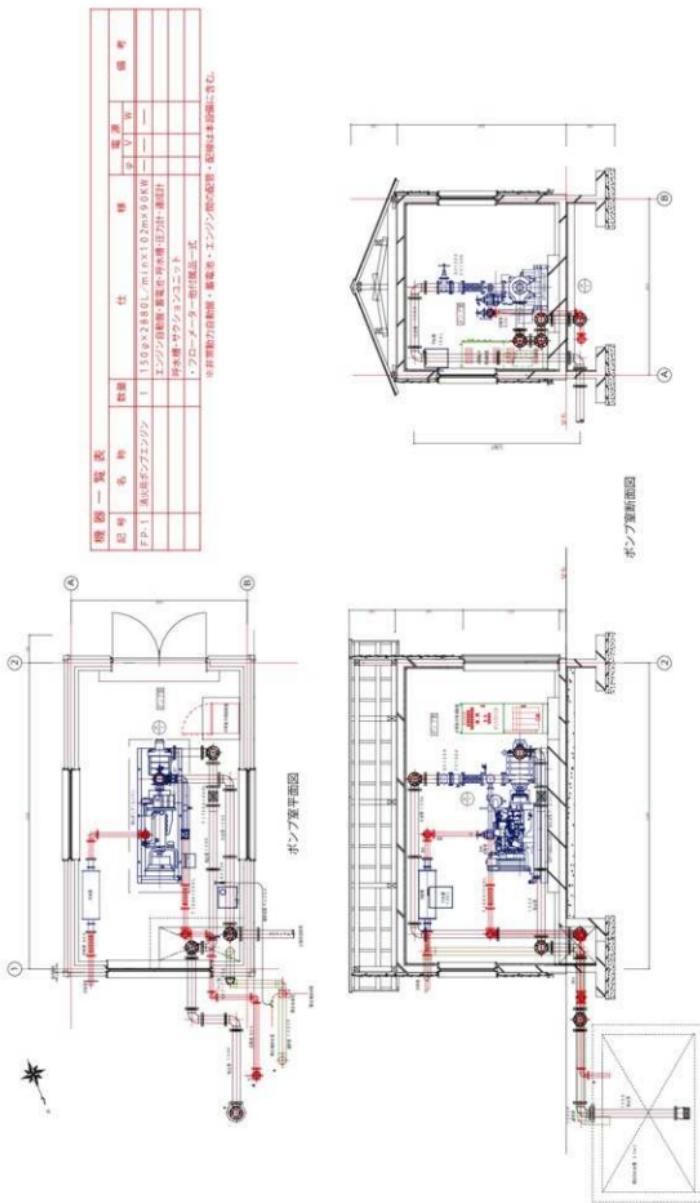


図15 消火設備ポンプ室詳細図（1/120）

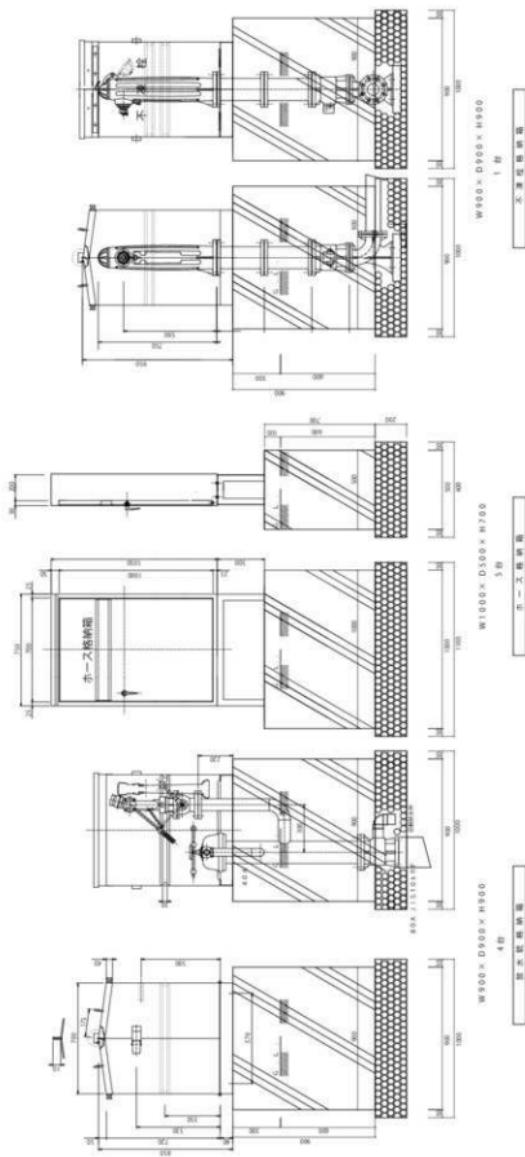


図16 屋外消火栓及びホース格納箱

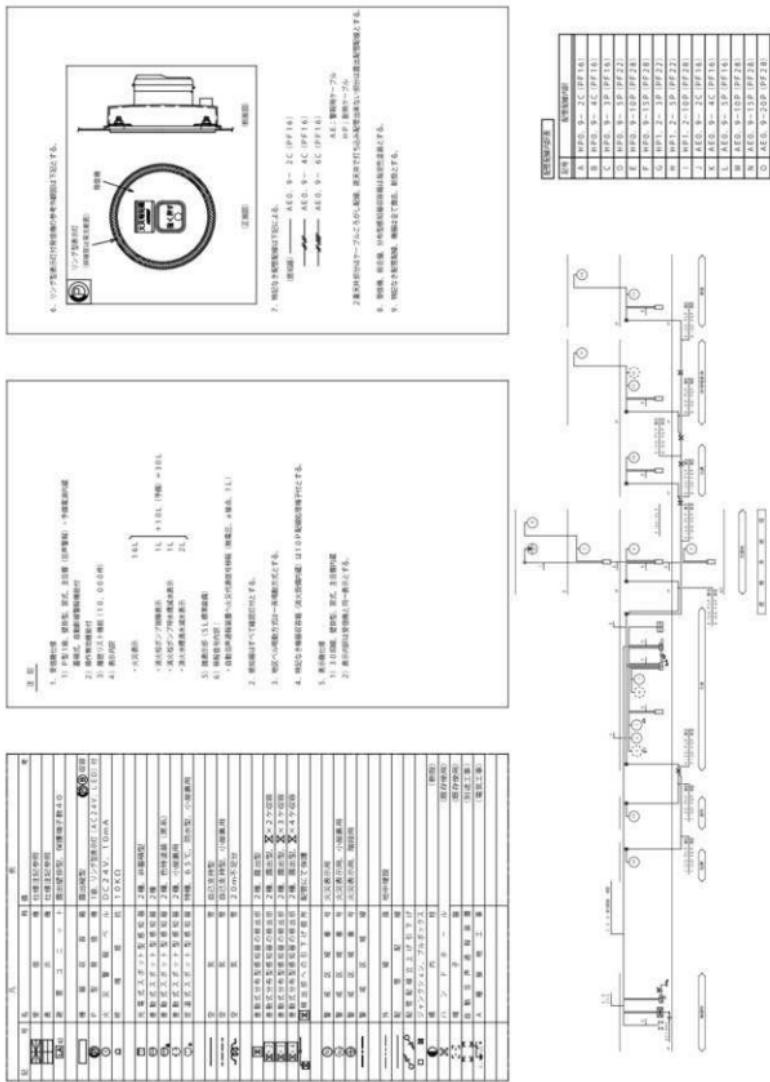


図17 自動火災報知設備系統図

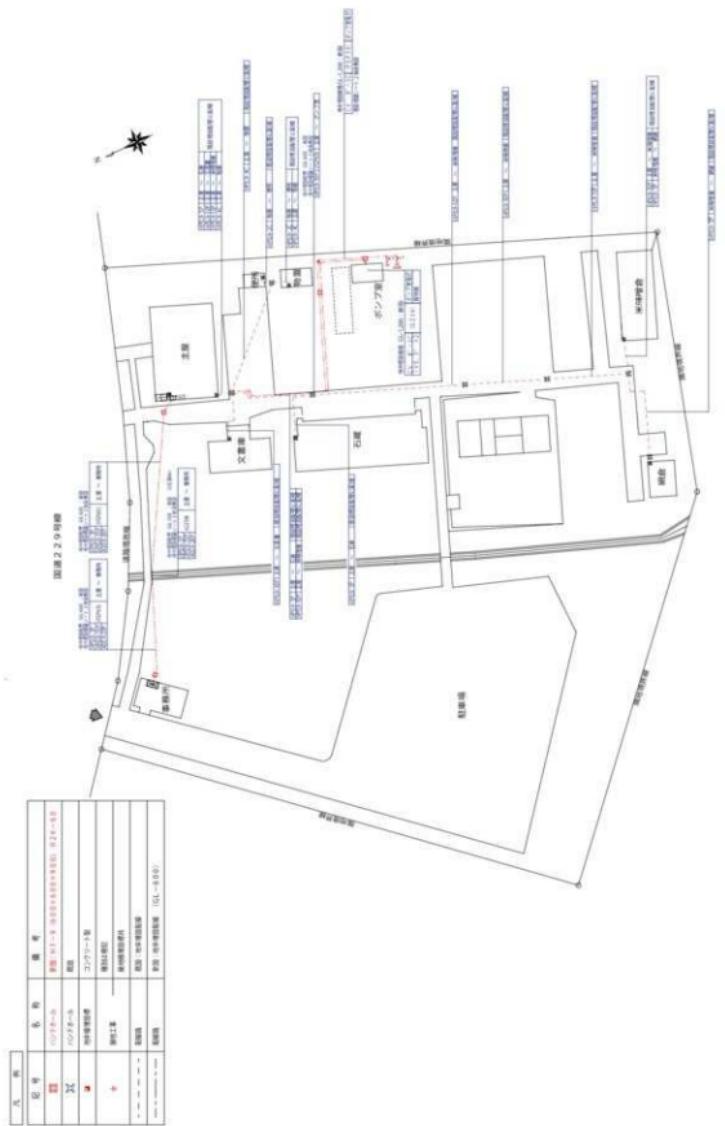


図18 自動火災報知設備配置図（1/1000）



國道229號

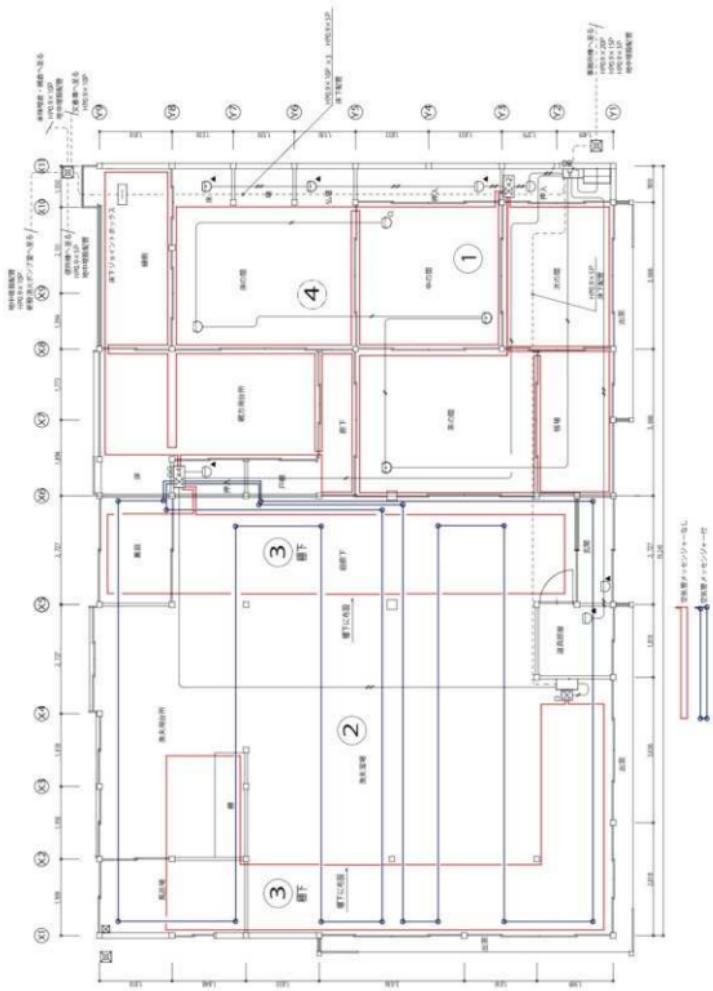
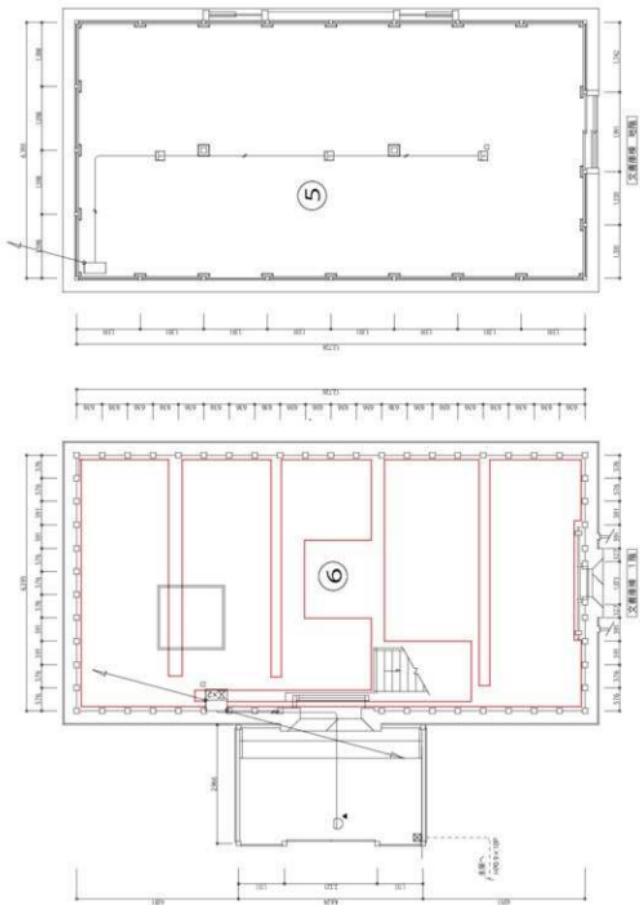


図20 自動火災報知設備主屋平面図 (1/120)



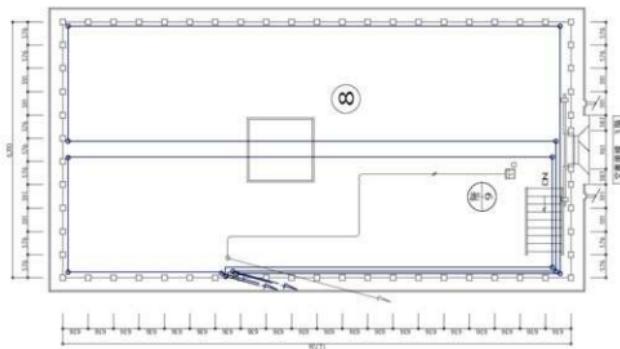


図22 自動火災報知設備文書庫（2階・3階）平面図（1/120）

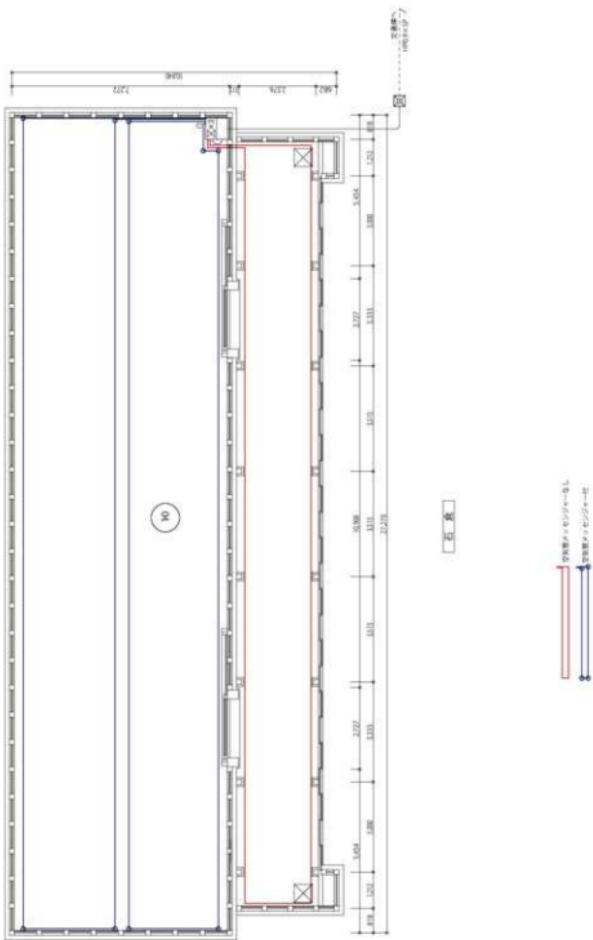
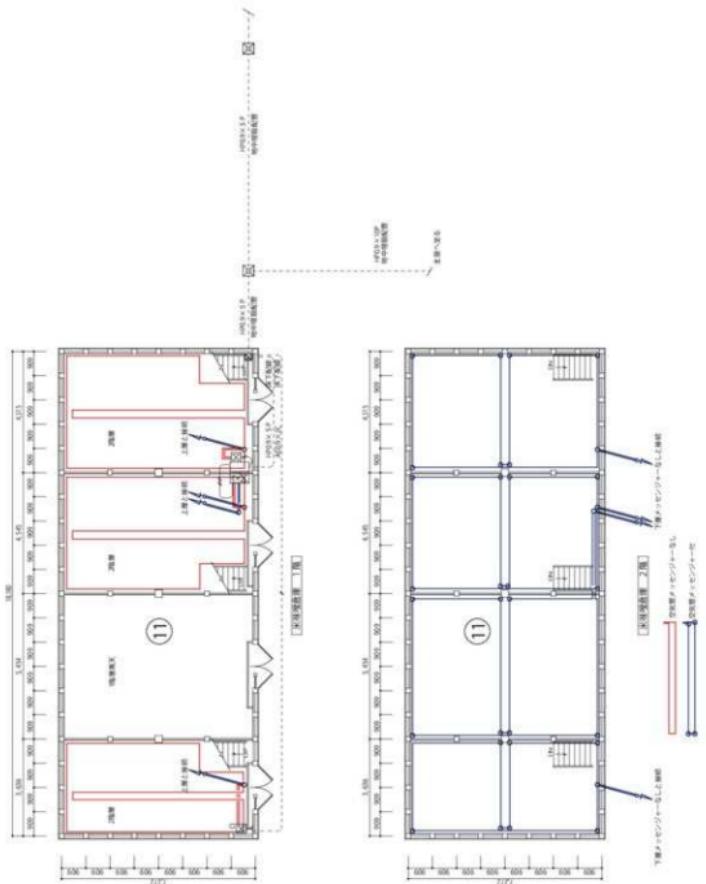


図23 自動火災報知設備石藏平面図（1/120）



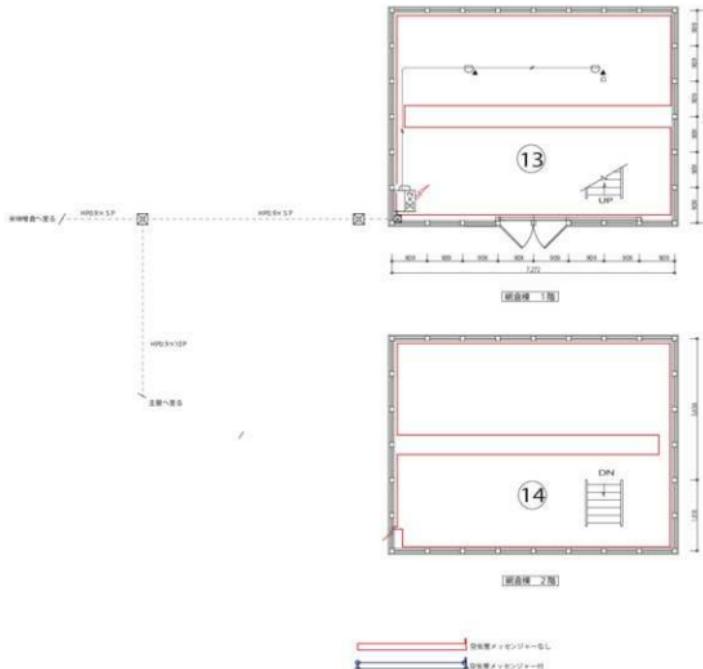


図25 自動火災報知設備網倉平面図（1/120）

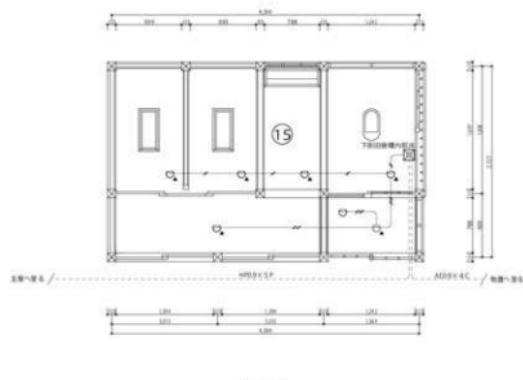


図26 自動火災報知設備便所平面図（1/120）

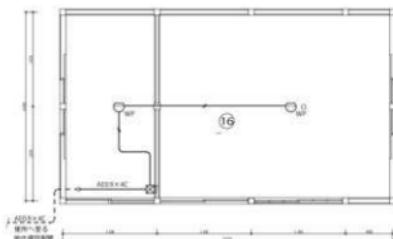


図27 自動火災報知設備物置平面図（1/120）

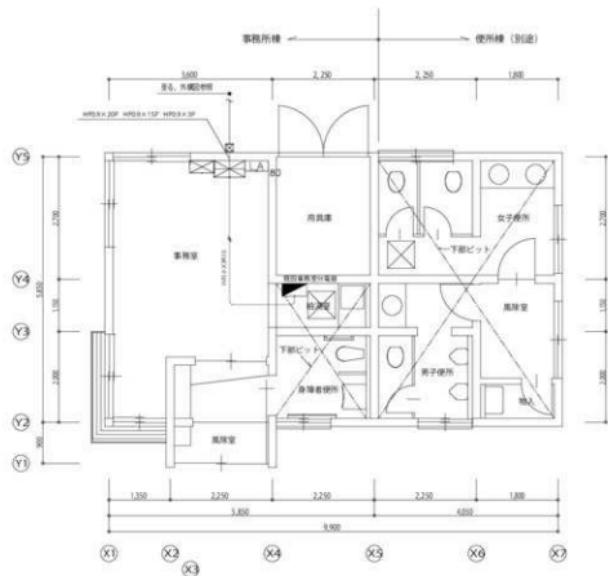
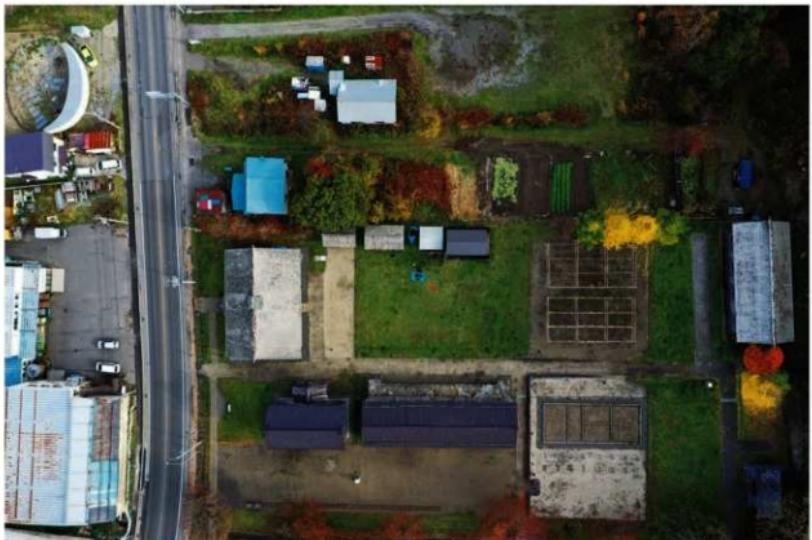


図28 自動火災報知設備事務所平面図（1/120）



1 旧余市福原漁場遠景



2 配水管確認調査状況写真

図版 2



1 消火用配水管設置状況



2 消火栓管配管状況



3 ハンドホール設置状況



4 補装完了状況



5 電気配線掘削状況



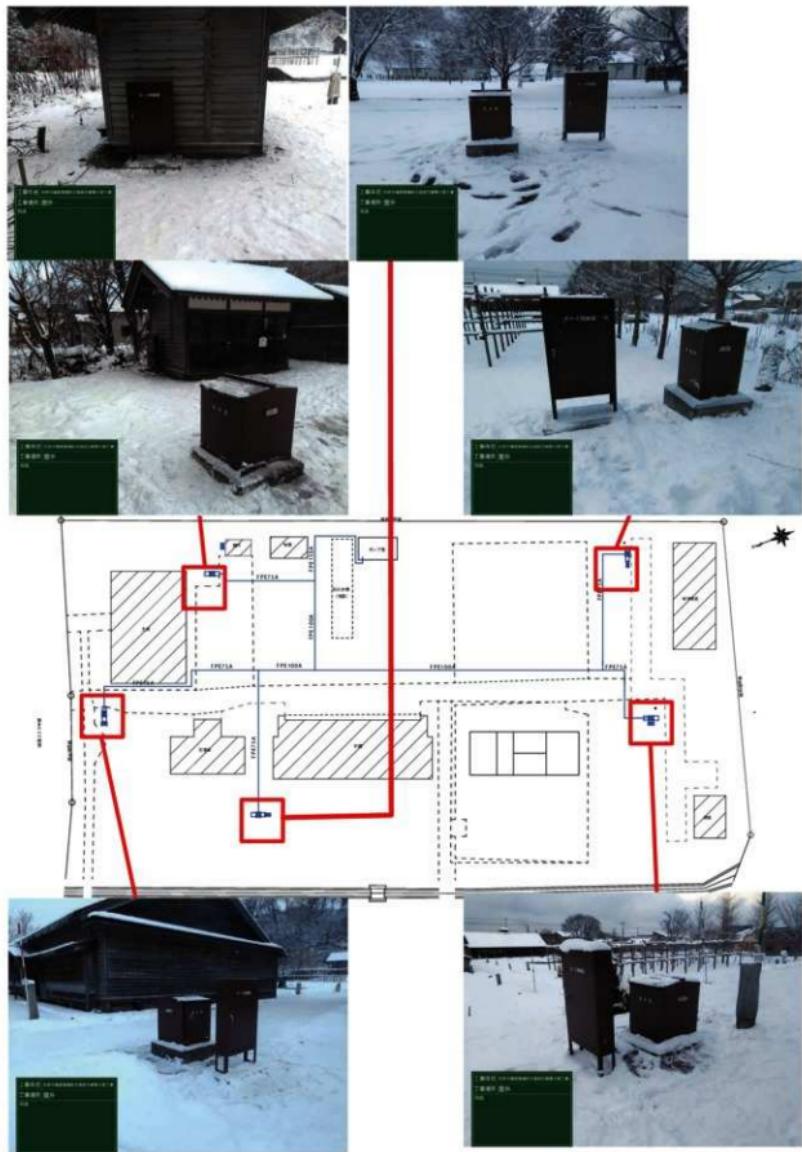
6 消火栓埋設完了



7 ポンプ室設置状況

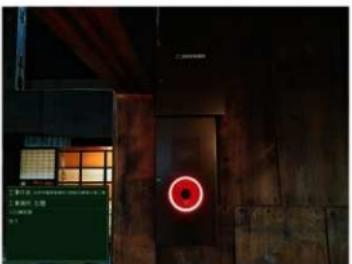


8 エンジンポンプ設置状況



9 消火設備設置完了状況

图版 4



10 火災報知設備設置完了状況（主屋）



11 火災報知設備設置完了状況（主屋）



12 空気管設置完了状況（主屋）



13 火災報知器設置完了状況（主屋）



14 空気管設置完了状況（主屋）



15 空気管設置完了写真（主屋）



16 受信機設置完了状況（主屋）



17 起動装置設置完了状況（主屋）

图版 5



18 火災報知設備設置完了状況（文書庫）



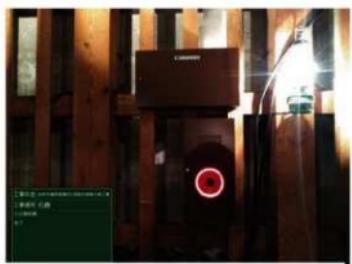
19 空気管設備設置完了状況（文書庫）



20 火災報知設備設置完了状況（文書庫）



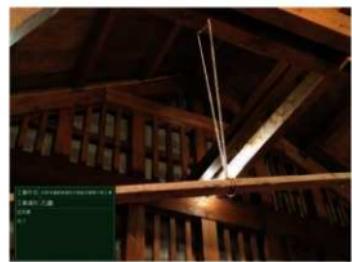
21 火災報知設備設置完了状況（文書庫）



22 火災報知設備設置完了状況（石室）



23 空気管設備設置完了写真（石室）



24 空気管設備設置完了状況（石室）



25 火災報知設備設置完了状況（物置）

図版 6



26 火災報知設備設置完了状況（便所）



27 火災報知設備設置完了状況（便所）



28 火災報知器設置完了状況（納屋）



29 空気管設置完了状況（納屋）



30 火災報知器設置完了状況（米味増倉）



31 空気管設置完了写真（米味噌倉）



32 緊急機器設置完了状況（事務所）



33 緊急機器設置完了状況（事務所）

(書式)

耐震予備診断書

令和4年12月23日

1 建造物の名称等

名 称 国指定史跡旧余市福原漁場 主屋	所在地 北海道余市郡余市町浜中町150-1
所有者等氏名 余市町(株式会社コンステック札幌支店 池田圭一郎)	所有者等住所 北海道余市郡余市町朝日町26番地

2 項目別評価（該当する区分に○印を付し、事項別に評点の計を求める）

診 斷 項 目	評 点	特 記 事 項
(1) 立地環境に係る事項		
ア 地域区分 ① IVに該当する地域 ② IIIに該当する地域 ○ ③ IIに該当する地域 ④ Iに該当する地域	15 10 5 0	昭和55年建設省告示第1793号（改正平成19年国土交通省告示第597号）より
イ 災害歴 ○ ① 無し ② 有り	15 5	被災状況を記入
ウ 活断層 ○ ① 無し ② 有り・不詳	15 5	本建物が立地する敷地の半径5km以内に活断層は認められない。
エ 地盤 ① 良い ○ ② やや悪い ③ 非常に悪い	20 10 0	本建物が立地する地域の地質は、砂・礫および泥からなる「氾濫源堆積物」とされる。
オ 造成状況 ① 切土地・未造成地 ○ ② 盛土地・不詳 ③ 埋立地（河川・沼・池）	20 10 0	「史跡旧余市福原漁場保存修理工事報告書」より、建物（主屋）から約3mの範囲を盛土したと記録されている。
カ 周辺地形 ① おおむね平地 ② 池沼に隣接 ○ ③ 急傾斜地に隣接	15 10 5	当該敷地は余市町防災ガイドマップにより「土砂災害警戒区域」に指定されている。また液状化予測地質図により「液状化の可能性が高い」とされる。
計	【 60 】	
(2) 構造特性に係る事項		
A 規模・形状に係る事項		
ア 延べ面積 ① 100m ² 未満 ○ ② 100m ² 以上、250m ² 未満 ③ 250m ² 以上、500m ² 未満 ④ 500m ² 以上	【 247.465m ² 】 25 20 10 5	「史跡旧余市福原漁場保存修理工事報告書」より、主屋の延べ面積は247.465m ² である。
イ 軒高 ① 3m未満 ○ ② 3m以上、6m未満 ③ 6m以上、9m未満 ④ 9m以上	【 3.500m 】 25 20 10 5	「史跡旧余市福原漁場保存修理工事報告書」より、主屋の軒高は3.500mである。

ウ 軒高／短辺長	【 3.5m / 12.862m】	= 0.2721
○ ① 0.5未満	25	『史跡旧余市福原漁場保存修理工事報告書』より、主屋の軒高は3.500m、梁間12.862mであるため、軒高3.500m／短辺長12.862m = 0.27
○ ② 0.5以上、1未満	20	
○ ③ 1以上、2未満	10	
○ ④ 2以上	5	
エ 形状		
○ ① 平面・立面とも整形平面不整形	25	
○ ② 平面不整形	15	
○ ③ 立面不整形	5	
計	【 90 】	
B 軸部構造に係る事項		
ア 土壁の配置		主屋の外壁面は下見板張りとなっており、耐力要素である土壁がない。
○ ① 四面とも土壁長が1/5以上	20	
○ ② 土壁長が1/5未満の面がある	10	
○ ③ 外壁に土壁がない面がある	5	
○ ④ 外壁に土壁がない	0	
イ 柱の配置		略平面図に柱配置記入
○ ① 内外とも規則正しい	15	
○ ② 外部又は内部が不規則	10	
ウ 柱断面積計/床面積	【 1.1111m ² / 247.465m ² 】	上記図面に主要柱断面寸法記入 柱断面積 [(110*110*11本)+(140*140*43本)+(260*260*2本)] 計 1.1111m ² /床面積 247.465m ² ≈ 0.0045
○ ① 0.01以上	15	
○ ② 0.01未満、0.005以上	10	
○ ③ 0.005未満、不詳	5	
エ 柱底部の一體性		
○ ① 土台建	15	
○ ② 碕石建で地長押等により柱を連結	10	
○ ③ 碕石建で各柱が独立	5	
オ 柱脚部の一體性		床面に相当する位置には大引き、又は際根太が設けられている。
○ ① 貫及び長押を使用	10	
○ ② 貫又は長押のいずれかを使用	5	
○ ③ 貫・長押を使用しない	0	
カ 天井		主屋は和室部分が棹縁天井、漁夫宿場部分が天井なしとなっている。区分②、区分③の混合となるため評点を調整。各区分の面積はほぼ同等であるが、漁夫宿場の周囲には中2階が設けられているため、やや区分②よりであると判断。
○ ① 大引き・根太・組入天井	15	
○ ② 棒縁・格・鏡天井	10	
○ ③ 竹木舞・漆喰・天井なし	5	
○ ④ 上記区分②、③の混合	8	
キ 碕石の大きさ		柱は土台建でとなっており、礎石建で北へ礎石から柱が脱落する可能性は少ないといえる。ただし、土台と基礎を緊結するアンカーボルトが確認できなかつたことから、区分②に相当すると判断。
○ ① 柱周間に柱径の1/2以上の余裕がある	10	
○ ② 柱周間に柱径の1/3以上の余裕がある	5	
○ ③ 柱周間にほとんど余裕がない	0	
計	【 53 】	
C 屋根構造に係る事項		
ア 小屋組		
○ ① 洋小屋	25	
○ ② 和小屋	20	
○ ③ 叉首組・垂木構造	10	
イ 屋根野地		
○ ① 板張・屋中竹下地	25	
○ ② 板木舞・不明	10	
○ ③ 竹木舞	0	
ウ 屋根葺材	【 こけら葺 】	
○ ① 金属板葺・板葺	25	
○ ② 榆皮葺・こけら葺・棗瓦葺(葺土なし)	20	
○ ③ 棗瓦葺(葺土あり)・茅葺	15	
○ ④ 本瓦葺	5	

工 軒面積/床面積	【 298.29m ² / 247.465m ² 】	= 121
① 12未満	25	「史跡旧余市福原漁場保存修理工事報告書」より、軒出は0.756mとなっている。よって、軒面積20.752m ² * 14.374m = 298.29m ² / 床面積247.465m ² ≈ 121
○ ② 12以上、14未満	15	
③ 14以上	5	
計	【 65 】	
(3) 保存状況に係る事項		
ア 不同沈下	沈下状況	
○ ① 無し (3/1000未満)	25	最大傾斜角 【194/1000】
② 有り (3/1000以上5/1000未満)	15	
③ 著しい (5/1000以上)	5	
イ 主要構造材の腐朽・虫害	被害部位	
○ ① 健全	25	
② 一部被害	15	
③ 過半被害	0	
ウ 主要構造材の変形	変形部位、構造欠陥部位	
○ ① 健全	25	構造耐力上主要な部分である基礎（礎石）に凍害によるものと推測される損傷がみられた。
② 変形がある	15	
③ 変形が著しい	5	
エ 根本修理歴	【 根本修理 : 昭和62(1987) 年度 】	既存補強内容
○ ① 根本修理後100年未満	25	保存修理工事時に腐朽部材の交換を実施。
② 根本修理後100年以上、200年未満	15	
③ 根本修理後200年以上	5	
計	【 100 】	

3 判定

判定欄には判定結果のほか、診断者の所見も記述する。

判定結果【ウ】
重要文化財（建造物）の根本的な修理（補強を含む）、又は使用方法の見直しが必要となる可能性が高く、速やかに耐震基礎診断を実施する必要がある。
所見
構造特性に係わる事項のうち、B. 軸部構造に係わる事項の評点が60点未満。 基礎の軟石（外周部軟石、出窓部分の東石）に凍害によるものと推測される損傷がみられた。

注) 判定結果が、ア～ウのいずれの場合も、必要な改善措置について、都道府県教育委員会の指導助言を受けることができる。

4 管理・活用方法の把握

管理・活用の現状で（ ）の該当するものを○で囲む。その他、特記すべき点について末尾の欄に記す。

A 管理体制	
ア 常駐管理者	(有り) 無し)
イ 定期的見回り	(有り) 無し)
ウ 連絡体制の整備	(有り) 無し)
B 活用状況	
ア 用途	(居住、収納、業務用、 <u>公開</u> 、公共施設、その他 ())
イ 内部立ち入り状況	(<u>常時</u> 、時々、無し) (昼夜とも、 <u>昼間のみ</u>)
ウ 立ち入り人数の概況	(<u>特定の入</u> 、関係者のみ) (多数、 <u>少數</u>)
エ 使用方法	(<u>滞留型</u> 、通過型)
オ 屋外待避	(<u>容易</u> 、困難)
カ 入場制限	(全面、 <u>一部</u> 、無し)
キ 危険性明示の有無	(有り) 無し)

(書式)

耐震予備診断書

令和4年12月23日

1 建造物の名称等

名 称 国指定史跡旧余市福原漁場 米味噌倉	所在地 北海道余市郡余市町浜中町150-1
所有者等氏名 余市町(株式会社コンステック札幌支店 池田圭一郎)	所有者等住所 北海道余市郡余市町朝日町26番地

2 項目別評価(該当する区分に○印を付し、事項別に評点の計を求める)

診 斷 項 目	評 点	特 記 事 項
(1) 立地環境に係る事項		
ア 地城区分 ① IVに該当する地域 ② IIIに該当する地域 ○ ③ IIに該当する地域 ④ Iに該当する地域	15 10 5 0	昭和55年建設省告示第1793号(改正平成19年国土交通省告示第597号)より
イ 災害歴 ○ ① 無し ② 有り	15 5	被災状況を記入
ウ 活断層 ○ ① 無し ② 有り・不詳	15 5	本建物が立地する敷地の半径5km以内に活断層は認められない。
エ 地盤 ① 良い ○ ② やや悪い ③ 非常に悪い	20 10 0	本建物が立地する地域の地質は、砂・礫および泥からなる「氾濫源堆積物」とされる。
オ 造成状況 ① 切土地・未造成地 ○ ② 盛土地・不詳 ③ 埋立地(河川・沼・池)	20 10 0	米味噌倉の南側(山側)が傾斜地となっており、切土されていると推測されるが、現存する資料等に記録はないため、区分②不詳と判断した。
カ 周辺地形 ① おおむね平地 ② 池沼に隣接 ○ ③ 急傾斜地に隣接	15 10 5	当該敷地は余市町防災ガイドマップにより「土砂災害警戒区域」に指定されている。また液状化予測地質図より「液状化の可能性が高い」とされる。
計	【 60 】	
(2) 構造特性に係る事項		
A 規模・形状に係る事項 ア 延べ面積 ① 100m ² 未満 ② 100m ² 以上、250m ² 未満 ③ 250m ² 以上、500m ² 未満 ④ 500m ² 以上	【 132.205m ² 】 25 20 10 5	「史跡旧余市福原漁場保存修理工事報告書」より、米味噌倉の床面積は、132.205m ² である。
イ 軒高 ① 3m未満 ② 3m以上、6m未満 ③ 6m以上、9m未満 ④ 9m以上	【 4.45m 】 25 20 10 5	「史跡旧余市福原漁場保存修理工事報告書」より、米味噌倉の軒高は4.450mである。

ウ 軒高／短辺長	【 4.45m / 7.272m 】	= 0.61
① 0.5未満	25	「史跡旧余市福原漁場保存修理工事報告書」より、 米味噌倉の軒高は 4.450m、梁間 7.272m であるため、 軒高 4.450m / 短辺長 7.272m ≈ 0.61
○ ② 0.5以上、1未満	20	
③ 1以上、2未満	10	
④ 2以上	5	
エ 形状		
○ ① 平面・立面とも整形平面不整形	25	
② 平面不整形	15	
③ 立面不整形	5	
計	【 85 】	
B 軸部構造に係る事項		
ア 土壁の配置		米味噌倉の外壁面には耐力要素である土壁がない。
① 四面とも土壁長が 1/5 以上	20	
② 土壁長が 1/5 未満の面がある	10	
③ 外壁に土壁がない面がある	5	
○ ④ 外壁に土壁がない	0	
イ 柱の配置		略平面図に柱配置記入
○ ① 内外とも規則正しい	15	
② 外部又は内部が不規則	10	
ウ 柱断面積 / 床面積	【 2.55268m ² / 132.205m ² 】	上記図面に主要柱断面寸法記入 柱断面積 [(200*200*58本) + (265*265*1本) + (285*285*2本)] 計 2.552675m ² / 床面積 132.205m ² ≈ 0.019
○ ① 0.01 以上	15	
② 0.01 未満、0.005 以上	10	
③ 0.005 未満、不詳	5	
エ 柱底部の一體性		
○ ① 土台建	15	
② 碕石建で地長押等により柱を連結	10	
③ 碕石建で各柱が独立	5	
オ 柱脚部の一體性		
① 貫及び長押を使用	10	
○ ② 貫又は長押のいずれかを使用	5	
③ 貫・長押を使用しない	0	
カ 天井		米味噌倉は平屋建てで天井は設けられていないもの。 中2階の床（大引・根太あり）が存在する。
○ ① 大引・根太・組入天井	15	
② 梁縁・格・鏡天井	10	
③ 竹木舞・漆喰・天井なし	5	
キ 碕石の大きさ		柱は土台建でとなっており、礎石建でに比べ礎石から柱が脱落する可能性は少ないといえる。ただし、土台と基礎を緊結するアンカーボルトが確認できなかったことから、区分②に相当すると判断。
○ ① 柱周間に柱径の 1/2 以上の余裕がある	10	
② 柱周間に柱径の 1/3 以上の余裕がある	5	
③ 柱周間にほとんど余裕がない	0	
計	【 70 】	
C 屋根構造に係る事項		
ア 小屋組		
① 洋小屋	25	
○ ② 和小屋	20	
③ 叉首組・垂木構造	10	
イ 屋根野地		
① 板張・屋中竹下地	25	
○ ② 板木舞・不明	10	
③ 竹木舞	0	
ウ 屋根葺材	【 こけら 葦 】	
① 金屬板葺・板葺	25	
○ ② 檜皮葺・こけら葺・桟瓦葺（葺土なし）	20	
③ 桟瓦葺（葺土あり）、茅葺	15	
④ 本瓦葺	5	

工 軒面積/床面積	【 205.324m ² / 132.205m ² 】	= 1.55
① 12未満	25	「史跡旧市福原漁場保存修理工事報告書」より、軒出は1.303mとなっている。よって、軒面積20.786m ² * 9.878m = 205.324m ² / 床面積132.205m ² ≈ 1.55
② 12以上、14未満	15	
○ ③ 14以上	5	
計	【 55 】	
(3) 保存状況に係る事項		
ア 不同沈下		沈下状況 最大傾斜角 【 4.13/1000 】
① 無し (3/1000未満)	25	
○ ② 有り (3/1000以上5/1000未満)	15	
③ 著しい (5/1000以上)	5	
イ 主要構造材の腐朽・虫害		被害部位
○ ① 健全	25	
② 一部被害	15	
③ 過半被害	0	
ウ 主要構造材の変形		変形部位、構造欠陥部位 桿木の一部で継手部分から亀裂あり
① 健全	25	
○ ② 変形がある	15	
③ 変形が著しい	5	
エ 根本修理歴	【 根本修理 : 昭和62(1987) 年度 】	既存補強内容 保存修理工事時に腐朽部材の交換を実施。
○ ① 根本修理後100年未満	25	
② 根本修理後100年以上、200年未満	15	
③ 根本修理後200年以上	5	
計	【 80 】	

3 判定

判定欄には判定結果のほか、診断者の所見も記述する。

判定結果【ウ】
重要文化財（建造物）の根本的な修理（補強を含む）、又は使用方法の見直しが必要となる可能性が高く、速やかに耐震基礎診断を実施する必要がある。
所見 構造特性に係わる事項のうち、C. 屋根構造に係わる事項の評点が60点未満。 一部桿木の継手部分から亀裂している箇所が確認された。

注) 判定結果が、ア~ウのいずれの場合も、必要な改善措置について、都道府県教育委員会の指導助言を受けることができる。

4 管理・活用方法の把握

管理・活用の現状で（ ）の該当するものを○で囲む。その他、特記すべき点について末尾の欄に記す。

A 管理体制	
ア 常駐管理者	(有り) 無し)
イ 定期的見回り	(有り) 無し)
ウ 連絡体制の整備	(有り) 無し)
B 活用状況	
ア 用途	(居住、収納、業務用、 <u>公開</u> 、公共施設、その他 ())
イ 内部立ち入り状況	(<u>常時</u> 、時々、無し) (昼夜とも、 <u>昼間のみ</u>)
ウ 立ち入り人数の概況	(不特定の人、 <u>関係者のみ</u> (多数、 <u>少數</u>))
エ 使用方法	(滞留型、 <u>通過型</u>)
オ 屋外待避	(<u>容易</u> 、困難)
カ 入場制限	(<u>全面</u> 、一部、無し)
キ 危険性明示の有無	(有り) 無し)

(書式)

耐震予備診断書

令和4年12月23日

1 建造物の名称等

名 称 国指定史跡旧余市福原漁場 網倉	所在地 北海道余市郡余市町浜中町150-1
所有者等氏名 余市町(株式会社コンステック札幌支店 池田圭一郎)	所有者等住所 北海道余市郡余市町朝日町26番地

2 項目別評価（該当する区分に○印を付し、事項別に評点の計を求める）

診 斷 項 目	評 点	特 記 事 項
(1) 立地環境に係る事項		
ア 地城区分 ① IVに該当する地域 ② IIIに該当する地域 ○ ③ IIに該当する地域 ④ Iに該当する地域	15 10 5 0	昭和55年建設省告示第1793号（改正平成19年国土交通省告示第597号）より
イ 災害歴 ○ ① 無し ② 有り	15 5	被災状況を記入
ウ 活断層 ○ ① 無し ② 有り・不詳	15 5	本建物が立地する敷地の半径5km以内に活断層は認められない。
エ 地盤 ① 良い ○ ② やや悪い ③ 非常に悪い	20 10 0	本建物が立地する地域の地質は、砂・礫および泥からなる「氾濫源堆積物」とされる。
オ 造成状況 ① 切土地・未造成地 ○ ② 盛土地・不詳 ③ 埋立地（河川・沼・池）	20 10 0	網倉の南側（山側）が傾斜地となっており、切土されていると推測されるが、現存する資料等に記録はないため、区分②不詳と判断した。
カ 周辺地形 ① おおむね平地 ② 池沼に隣接 ○ ③ 急傾斜地に隣接	15 10 5	当該敷地は余市町防災ガイドマップにより「土砂災害警戒区域」に指定されている。また液状化予測地質図より「液状化の可能性が高い」とされる。
計	【 60 】	
(2) 構造特性に係る事項		
A 規模・形状に係る事項		
ア 延べ面積 ○ ① 100m ² 未満 ② 100m ² 以上、250m ² 未満 ③ 250m ² 以上、500m ² 未満 ④ 500m ² 以上	【 39.661m ² 】 25 20 10 5	「史跡旧余市福原漁場保存修理工事報告書」より、網倉の床面積は、39.661m ² である。
イ 軒高 ① 3m未満 ② 3m以上、6m未満 ③ 6m以上、9m未満 ④ 9m以上	【 4.0m 】 25 20 10 5	「史跡旧余市福原漁場保存修理工事報告書」より、網倉の軒高は4.000mである。

ウ 軒高／短辺長	【 4.0 m / 5.454 m】	= 0.73
① 0.5未満	25	「史跡旧余市福原漁場保存修理工事報告書」より、網倉の軒高は4.000m、梁間5.454mであるため、軒高4.000m / 短辺長5.454m ≈ 0.73
○ ② 0.5以上、1未満	20	
③ 1以上、2未満	10	
④ 2以上	5	
エ 形状		
○ ① 平面・立面とも整形平面不整形	25	
② 平面不整形	15	
③ 立面不整形	5	
計	【 90 】	
B 軸部構造に係る事項		
ア 土壁の配置		網倉の外壁面には耐力要素である土壁がない。
① 四面とも土壁長が1/5以上	20	
② 土壁長が1/5未満の面がある	10	
③ 外壁に土壁がない面がある	5	
○ ④ 外壁に土壁がない	0	
イ 柱の配置		略平面図に柱配置記入
○ ① 内外とも規則正しい	15	
② 外部又は内部が不規則	10	
ウ 柱断面積計/床面積	【 0.3267m ² / 39.661m ² 】	上記図面に主要柱断面寸法記入 柱断面積 (110*110*27本) 計 0.3267 m ² / 床面積 39.661 m ² ≈ 0.008
① 0.01以上	15	
○ ② 0.01未満、0.005以上	10	
③ 0.005未満、不詳	5	
エ 柱底部の一體性		
○ ① 土台建	15	
② 碕石建で地長押等により柱を連結	10	
③ 碕石建で各柱が独立	5	
オ 柱脚部の一體性		網倉の柱脚部は貫が用いられている。
① 貫及び長押を使用	10	
○ ② 貫又は長押のいずれかを使用	5	
③ 貫・長押を使用しない	0	
カ 天井		網倉は平屋建てで天井は設けられていないものの、中2階の床（大引・根太あり）が存在する。よって、区分①に相当する仕様であると判断した。
○ ① 大引・根太・組入天井	15	
② 梁縁・格・鏡天井	10	
③ 竹木舞・漆喰・天井なし	5	
キ 碕石の大きさ		柱は土台建でとなっており、礎石建でて北側礎石から柱が脱離する可能性は少ないといえる。ただし、土台と基礎を緊結するアンカーボルトが確認できなかったことから、区分②に相当すると判断。
○ ① 柱周間に柱径の1/2以上の余裕がある	10	
② 柱周間に柱径の1/3以上の余裕がある	5	
③ 柱周間にほとんど余裕がない	0	
計	【 165 】	
C 屋根構造に係る事項		
ア 小屋組		
○ ① 洋小屋	25	
② 和小屋	20	
③ 又首組・垂木構造	10	
イ 屋根野地		
① 板張・屋中竹下地	25	
○ ② 板木舞・不明	10	
③ 竹木舞	0	
ウ 屋根葺材	【 亜鉛鉄板 葦】	
○ ① 金屬板葺・板葺	25	
② 檜皮葺・こけら葺・桟瓦葺（葺土なし）	20	
③ 桟瓦葺（葺土あり）、茅葺	15	
④ 本瓦葺	5	

工 軒面積/床面積	【 52.07m ² / 39.661m ² 】	= 1.31
① 12未満	25	「史跡旧余市福原漁場保存修理工事報告書」より、軒出は0.756mとなっている。よって、軒面積20.752m ² *14.374m = 298.29m ² /床面積247.465m ² ≈ 1.21
○ ② 12以上、14未満	15	
③ 14以上	5	
計	【 75 】	
(3) 保存状況に係る事項		
ア 不同沈下	沈下状況	
○ ① 無し (3/1000未満)	25	最大傾斜角 【0.95/1000】
② 有り (3/1000以上5/1000未満)	15	
③ 著しい (5/1000以上)	5	
イ 主要構造材の腐朽・虫害	被害部位	
① 健全	25	部分的に、柱脚の腐食、柱根脚ぎ上部材の腐食あり
○ ② 一部被害	15	
③ 過半被害	0	
ウ 主要構造材の変形	変形部位、構造欠陥部位	
① 健全	25	土台、真東の一部で亀裂あり
○ ② 変形がある	15	
③ 変形が著しい	5	
エ 根本修理歴	【 根本修理 : 昭和63(1988) 年度 】	既存補強内容
○ ① 根本修理後100年未満	25	保存修理工事時に腐朽部材の交換を実施。
② 根本修理後100年以上、200年未満	15	
③ 根本修理後200年以上	5	
計	【 80 】	

3 判定

判定欄には判定結果のほか、診断者の所見も記述する。

判定結果【ア】
重要文化財（建造物）が耐震性をおおむね確保しているとみなされる。
所見
各事項とも評点の和が60点以上である。 柱脚部の腐食、土台・真東の割れが確認された。

注) 判定結果が、ア~ウのいずれの場合も、必要な改善措置について、都道府県教育委員会の指導助言を受けることができる。

4 管理・活用方法の把握

管理・活用の現状で（ ）の該当するものを○で囲む。その他、特記すべき点について末尾の欄に記す。

A 管理体制
ア 常駐管理者
イ 定期的見回り
ウ 連絡体制の整備
B 活用状況
ア 用途
イ 内部立ち入り状況
ウ 立ち入り人数の概況
エ 使用方法
オ 屋外待避
カ 入場制限
キ 危険性明示の有無

(居住、収納、業務用、公園、公共施設、その他 ())

(時々、時々、無し) (昼夜とも、昼間のみ)

(不特定の人、関係者のみ)(多数、少數)

(滞留型、通過型)

(容易、困難)

(全面一部、無し)

(有り、無し)

(書式)

耐震予備診断書

令和4年12月23日

1 建造物の名称等

名 称 国指定史跡旧余市福原漁場 便所	所在地 北海道余市郡余市町浜中町150-1
所有者等氏名 余市町(株式会社コンステック札幌支店 池田圭一郎)	所有者等住所 北海道余市郡余市町朝日町26番地

2 項目別評価（該当する区分に○印を付し、事項別に評点の計を求める）

診 斷 項 目	評 点	特 記 事 項
(1) 立地環境に係る事項		
ア 地城区分 ① IVに該当する地域 ② IIIに該当する地域 ○ ③ IIに該当する地域 ④ Iに該当する地域	15 10 5 0	昭和55年建設省告示第1793号（改正平成19年国土交通省告示第597号）より
イ 災害歴 ○ ① 無し ② 有り	15 5	被災状況を記入
ウ 活断層 ○ ① 無し ② 有り・不詳	15 5	本建物が立地する敷地の半径5km以内に活断層は認められない。
エ 地盤 ① 良い ○ ② やや悪い ③ 非常に悪い	20 10 0	本建物が立地する地域の地質は、砂・礫および泥からなる「氾濫源堆積物」とされる。
オ 造成状況 ① 切土地・未造成地 ○ ② 盛土地・不詳 ③ 埋立地（河川・沼・池）	20 10 0	現存する資料等に記録はないものの、主屋と同様の地盤レベルであることから、盛土地であると想定。
カ 周辺地形 ① おおむね平地 ② 池沼に隣接 ○ ③ 急傾斜地に隣接	15 10 5	当該敷地は余市町防災ガイドマップにより「土砂災害警戒区域」に指定されている。また液状化予測地質図により「液状化の可能性が高い」とされる。
計	【 60 】	
(2) 構造特性に係る事項		
ア 規模・形状に係る事項 ア 延べ面積 ○ ① 100m ² 未満 ② 100m ² 以上、250m ² 未満 ③ 250m ² 以上、500m ² 未満 ④ 500m ² 以上	【 11.981m ² 】 25 20 10 5	「史跡旧余市福原漁場保存修理工事報告書」より、便所の延べ面積は11.981m ² である。
イ 軒高 ○ ① 3m未満 ② 3m以上、6m未満 ③ 6m以上、9m未満 ④ 9m以上	【 2.5 m 】 25 20 10 5	「史跡旧余市福原漁場保存修理工事報告書」より、便所の軒高は2.500mである。

ウ 軒高／短辺長	【 2.5m / 2.727m】	= 0.92
① 0.5未満	25	「史跡旧余市福原漁場保存修理工事報告書」より、便所の軒高は2.500m、梁間2.727mであるため、軒高2.500m / 短辺長2.727m ≈ 0.92
○ ② 0.5以上、1未満	20	
③ 1以上、2未満	10	
④ 2以上	5	
エ 形状		
○ ① 平面・立面とも整形平面不整形	25	
② 平面不整形	15	
③ 立面不整形	5	
計	【 95 】	
B 軸部構造に係る事項		
ア 土壁の配置		便所は耐力要素がない外壁面が存在する。
① 四面とも土壁長が1/5以上	20	
② 土壁長が1/5未満の面がある	10	
○ ③ 外壁に土壁がない面がある	5	
④ 外壁に土壁がない	0	
イ 柱の配置		略平面図に柱配置記入
○ ① 内外とも規則正しい	15	
② 外部又は内部が不規則	10	
ウ 柱断面積計/床面積	【 0.1452m ² / 11.981m ² 】	上記図面に主要柱断面寸法記入 柱断面積 (110*110*12本) 計 0.1452 m ² / 床面積 11.981m ² ≈ 0.012
○ ① 0.01以上	15	
② 0.01未満、0.005以上	10	
③ 0.005未満、不詳	5	
エ 柱底部の一體性		
○ ① 土台建	15	
② 碕石建で地長押等により柱を連結	10	
③ 碕石建で各柱が独立	5	
オ 柱脚部の一體性		
① 貫及び長押を使用	10	
② 貫又は長押のいずれかを使用	5	
○ ③ 貫・長押を使用しない	0	
カ 天井		
① 大引・根太・組入天井	15	
○ ② 梁縁・格・鏡天井	10	
③ 竹木舞・漆喰・天井なし	5	
キ 碕石の大きさ		柱は土台建でとなっており、礎石建でに比べ礎石から柱が脱落する可能性は少ないといえる。ただし、土台と基礎を緊結するアンカーボルトが確認できなかったことから、区分②に相当すると判断。
○ ① 柱周間に柱径の1/2以上の余裕がある	10	
② 柱周間に柱径の1/3以上の余裕がある	5	
③ 柱周間にほとんど余裕がない	0	
計	【 165 】	
C 屋根構造に係る事項		
ア 小屋組		
① 洋小屋	25	
○ ② 和小屋	20	
③ 叉首組・垂木構造	10	
イ 屋根野地		
① 板張・屋中竹下地	25	
○ ② 板木舞・不明	10	
③ 竹木舞	0	
ウ 屋根葺材	【 こけら 葦 】	
① 金屬板葺・板葺	25	
○ ② 檜皮葺・こけら葺・桟瓦葺（葺土なし）	20	
③ 桟瓦葺（葺土あり）、茅葺	15	
④ 本瓦葺	5	

工 軒面積/床面積	【 28.229m ² / 4.545m ² 】	= 6.21
① 12未満	25	「史跡旧余市福原漁場保存修理工事報告書」より、軒出は0.909mとなっている。よって、軒面積62.115m ² *4.545m ² = 28.229m ² /床面積11.981m ² ≈ 2.36
② 12以上、14未満	15	
○ ③ 14以上	5	
計	【 55 】	
(3) 保存状況に係る事項		
ア 不同沈下		沈下状況 最大傾斜角 【0.37/1000】
○ ① 無し (3/1000未満)	25	
② 有り (3/1000以上5/1000未満)	15	
③ 著しい (5/1000以上)	5	
イ 主要構造材の腐朽・虫害		被害部位
○ ① 健全	25	
② 一部被害	15	
③ 過半被害	0	
ウ 主要構造材の変形		変形部位、構造欠陥部位
○ ① 健全	25	
② 変形がある	15	
③ 変形が著しい	5	
エ 根本修理歴	【 根本修理 : 昭和61(1986) 年度 】	既存補強内容 保存修理工事時に腐朽部材の交換を実施。
○ ① 根本修理後100年未満	25	
② 根本修理後100年以上、200年未満	15	
③ 根本修理後200年以上	5	
計	【 100 】	

3 判定

判定欄には判定結果のほか、診断者の所見も記述する。

判定結果【ウ】
重要文化財（建造物）の根本的な修理（補強を含む）、又は使用方法の見直しが必要となる可能性が高く、速やかに耐震基礎診断を実施する必要がある。
所見

構造特性に係わる事項のうち、C. 屋根構造に係わる事項の評点が60点未満。

注) 判定結果が、ア~ウのいずれの場合も、必要な改善措置について、都道府県教育委員会の指導助言を受けることができる。

4 管理・活用方法の把握

管理・活用の現状で（ ）の該当するものを○で囲む。その他、特記すべき点について末尾の欄に記す。

A 管理体制
ア 常駐管理者
イ 定期的見回り
ウ 連絡体制の整備
B 活用状況
ア 用途
イ 内部立ち入り状況
ウ 立ち入り人数の概況
エ 使用方法
オ 屋外待避
カ 入場制限
キ 危険性明示の有無

(書式)

耐震予備診断書

令和4年12月23日

1 建造物の名称等

名 称 国指定史跡旧余市福原漁場 物置	所在地 北海道余市郡余市町浜中町150-1
所有者等氏名 余市町(株式会社コンステック札幌支店 池田圭一郎)	所有者等住所 北海道余市郡余市町朝日町26番地

2 項目別評価（該当する区分に○印を付し、事項別に評点の計を求める）

診 斷 項 目	評 点	特 記 事 項
(1) 立地環境に係る事項		
ア 地城区分 ① IVに該当する地域 ② IIIに該当する地域 ○ ③ IIに該当する地域 ④ Iに該当する地域	15 10 5 0	昭和55年建設省告示第1793号（改正平成19年国土交通省告示第597号）より
イ 災害歴 ○ ① 無し ② 有り	15 5	被災状況を記入
ウ 活断層 ○ ① 無し ② 有り・不詳	15 5	本建物が立地する敷地の半径5km以内に活断層は認められない。
エ 地盤 ① 良い ○ ② やや悪い ③ 非常に悪い	20 10 0	本建物が立地する地域の地質は、砂・礫および泥からなる「氾濫源堆積物」とされる。
オ 造成状況 ① 切土地・未造成地 ○ ② 盛土地・不詳 ③ 埋立地（河川・沼・池）	20 10 0	現存する資料等に記録はないものの、主屋と同様の地盤レベルであることから、盛土地であると想定。
カ 周辺地形 ① おおむね平地 ② 池沼に隣接 ○ ③ 急傾斜地に隣接	15 10 5	当該敷地は余市町防災ガイドマップにより「土砂災害警戒区域」に指定されている。また液状化予測地質図により「液状化の可能性が高い」とされる。
計	【 60 】	
(2) 構造特性に係る事項		
A 規模・形状に係る事項 ア 延べ面積 ○ ① 100m ² 未満 ② 100m ² 以上、250m ² 未満 ③ 250m ² 以上、500m ² 未満 ④ 500m ² 以上	【 23.136m ² 】 25 20 10 5	「史跡旧余市福原漁場保存修理工事報告書」より、物置の延べ面積は23.136m ² である。
	【 2.25 m 】 25 20 10 5	「史跡旧余市福原漁場保存修理工事報告書」より、物置の軒高は2.250mである。

ウ 軒高／短辺長	【 2.25m / 3.636m 】	= 0.62
① 0.5未満	25	「史跡旧余市福原漁場保存修理工事報告書」より、物置の軒高は 2.250m、梁間 3.636m であるため、軒高 2.250m / 短辺長 3.636m ≈ 0.62
○ ② 0.5以上、1未満	20	
③ 1以上、2未満	10	
④ 2以上	5	
エ 形状		
○ ① 平面・立面とも整形平面不整形	25	
② 平面不整形	15	
③ 立面不整形	5	
計	【 95 】	
B 軸部構造に係る事項		
ア 土壁の配置		物置の外壁面には耐力要素である土壁がない。
① 四面とも土壁長が 1/5 以上	20	
② 土壁長が 1/5 未満の面がある	10	
③ 外壁に土壁がない面がある	5	
○ ④ 外壁に土壁がない	0	
イ 柱の配置		略平面図に柱配置記入
○ ① 内外とも規則正しい	15	
② 外部又は内部が不規則	10	
ウ 柱断面積 / 床面積	【 0.1872m ² / 23.136m ² 】	上記図面に主要柱断面寸法記入 柱断面積 (120*120*13 本) 計 0.1872 m ² / 床面積 23.136 m ² ≈ 0.008
① 0.01 以上	15	
○ ② 0.01 未満、0.005 以上	10	
③ 0.005 未満、不詳	5	
エ 柱底部の一體性		
○ ① 土台建	15	
② 碕石建で地長押等により柱を連結	10	
③ 碕石建で各柱が独立	5	
オ 柱脚部の一體性		
① 貫及び長押を使用	10	
② 貫又は長押のいずれかを使用	5	
○ ③ 貫・長押を使用しない	0	
カ 天井		
① 大引・根太・組入天井	15	
② 梁縁・格・鏡天井	10	
○ ③ 竹木舞・漆喰・天井なし	5	
キ 碕石の大きさ		柱は土台建でとなっており、礎石建でに比べ礎石から柱が脱落する可能性は少ないといえる。ただし、土台と基礎を緊結するアンカーボルトが確認できなかったことから、区分②に相当すると判断。
○ ① 柱周間に柱径の 1/2 以上の余裕がある	10	
② 柱周間に柱径の 1/3 以上の余裕がある	5	
③ 柱周間にほとんど余裕がない	0	
計	【 150 】	
C 屋根構造に係る事項		
ア 小屋組		
① 洋小屋	25	
○ ② 和小屋	20	
③ 叉首組・垂木構造	10	
イ 屋根野地		
① 板張・屋中竹下地	25	
○ ② 板木舞・不明	10	
③ 竹木舞	0	
ウ 屋根葺材	【 こけら 葦 】	
① 金屬板葺・板葺	25	
○ ② 檜皮葺・こけら葺・桟瓦葺（葺土なし）	20	
③ 桟瓦葺（葺土あり）、茅葺	15	
④ 本瓦葺	5	

工 軒面積/床面積	【 33.063m ² / 23.136m ² 】	= 1.43
① 12未満	25	「史跡旧余市福原漁場保存修理工事報告書」より、軒出は0.455mとなっている。よって、軒面積7.273
② 12以上、14未満	15	m * 4.546m = 33.063m ² / 床面積23.136m ² ≈ 1.43
○ ③ 14以上	5	
計	【 55 】	
(3) 保存状況に係る事項		
ア 不同沈下		沈下状況 最大傾斜角 【 5.50/1000 】
① 無し (3/1000未満)	25	
② 有り (3/1000以上5/1000未満)	15	
○ ③ 著しい (5/1000以上)	5	
イ 主要構造材の腐朽・虫害		被害部位 土台、柱の一部で腐朽を確認した。
① 健全	25	
○ ② 一部被害	15	
③ 過半被害	0	
ウ 主要構造材の変形		変形部位、構造欠陥部位 小屋梁の脱落箇所が確認された。
① 健全	25	
② 変形がある	15	
○ ③ 変形が著しい	5	
エ 根本修理歴	【 根本修理 : 昭和61(1986) 年度 】	既存補強内容 保存修理工事時に腐朽部材の交換を実施。
○ ① 根本修理後100年未満	25	
② 根本修理後100年以上、200年未満	15	
③ 根本修理後200年以上	5	
計	【 50 】	

3 判定

判定欄には判定結果のほか、診断者の所見も記述する。

判定結果【ウ】
重要文化財（建造物）の根本的な修理（補強を含む）、又は使用方法の見直しが必要となる可能性が高く、速やかに耐震基礎診断を実施する必要がある。
所見
構造特性に係わる事項のうち、B. 軸部構造に係わる事項・C. 屋根構造に係わる事項及び保存状況に係わる事項の評点が60点未満。 小屋梁の脱落など、重大な構造上の不具合が確認された。その他、屋根葺材についても著しい傷みにより欠損がみられた。

注) 判定結果が、ア～ウのいずれの場合も、必要な改善措置について、都道府県教育委員会の指導助言を受けることができる。

4 管理・活用方法の把握

管理・活用の現状で（ ）の該当するものを○で囲む。その他、特記すべき点について末尾の欄に記す。

A 管理体制	
ア 常駐管理者	(有り) 無し)
イ 定期的見回り	(有り) 無し)
ウ 連絡体制の整備	(有り) 無し)
B 活用状況	
ア 用途	(居住、収納、業務用、公開、公共施設、その他) (非公開)
イ 内部立ち入り状況	(常時) 時々、無し) (昼夜とも、昼間のみ)
ウ 立入り人人数の概況	(不特定の人、関係者のみ) (多数、少數)
エ 使用方法	(滞留型、通過型)
オ 屋外待避	(容易) 困難)
カ 入場制限	(全面) 一部、無し)
キ 危険性明示の有無	(有り) 無し)

(書式)

耐震予備診断書

令和4年12月23日

1 建造物の名称等

名 称 国指定史跡旧余市福原漁場 石蔵	所在地 北海道余市郡余市町浜中町150-1
所有者等氏名 余市町(株式会社コンステック札幌支店 池田圭一郎)	所有者等住所 北海道余市郡余市町朝日町26番地

2 項目別評価（該当する区分に○印を付し、事項別に評点の計を求める）

診 斷 項 目	評 点	特 記 事 項
(1) 立地環境に係る事項		
ア 地域区分 ① IVに該当する地域 ② IIIに該当する地域 ○ ③ IIに該当する地域 ④ Iに該当する地域	15 10 5 0	昭和55年建設省告示第1793号（改正平成19年国土交通省告示第597号）より
イ 災害歴 ○ ① 無し ② 有り	15 5	被災状況を記入
ウ 活断層 ○ ① 無し ② 有り・不詳	15 5	本建物が立地する敷地の半径5km以内に活断層は認められない。
エ 地盤 ① 良い ○ ② やや悪い ③ 非常に悪い	20 10 0	本建物が立地する地域の地質は、砂・礫および泥からなる「氾濫源堆積物」とされる。
オ 造成状況 ① 切土地・未造成地 ○ ② 盛土地・不詳 ③ 埋立地（河川・沼・池）	20 10 0	現存する資料等に記録はないものの、主屋と同様の地盤レベルであることから、盛土地であると想定。
カ 周辺地形 ① おおむね平地 ② 池沼に隣接 ○ ③ 急傾斜地に隣接	15 10 5	当該敷地は余市町防災ガイドマップにより「土砂災害警戒区域」に指定されている。また液状化予測地質図により「液状化の可能性が高い」とされる。
計	【 60 】	
(2) 構造特性に係る事項		
A 規模・形状に係る事項		
ア 延べ面積 ① 100m ² 未満 ② 100m ² 以上、250m ² 未満 ○ ③ 250m ² 以上、500m ² 未満 ④ 500m ² 以上	【 273.94m ² 】 25 20 10 5	「史跡旧余市福原漁場保存修理工事報告書」より、石蔵の床面積は、273.940m ² である。
イ 軒高 ① 3m未満 ② 3m以上、6m未満 ○ ③ 6m以上、9m未満 ④ 9m以上	【 5.454m 】 25 20 10 5	「史跡旧余市福原漁場保存修理工事報告書」より、石蔵（主体部）の軒高は5.454mである。

ウ 軒高／短辺長	【 5.454m / 10.84m 】	= 0.50
① 0.5未満	25	「史跡旧余市福原漁場保存修理工事報告書」(巻末資料参照)より、主屋石蔵(主体部)の軒高は5.454m、梁間7.272mであるため、軒高5.454m / 短辺長7.272m ÷ 0.75
○ ② 0.5以上、1未満	20	
③ 1以上、2未満	10	
④ 2以上	5	
エ 形状		
○ ① 平面・立面とも整形平面不整形	25	
② 平面不整形	15	
③ 立面不整形	5	
計	【 75 】	
B 軸部構造に係る事項		
ア 土壁の配置		石蔵は貫構造となっており耐力要素である土壁がない。
① 四面とも土壁長が1/5以上	20	
② 土壁長が1/5未満の面がある	10	
③ 外壁に土壁がない面がある	5	
○ ④ 外壁に土壁がない	0	
イ 柱の配置		略平面図に柱配置記入
○ ① 内外とも規則正しい	15	
② 外部又は内部が不規則	10	
ウ 柱断面積/床面積	【 25489m ² / 273.94m ² 】	上記図面に主要柱断面寸法記入 柱断面積 [(165*165*72本) + (145*145*28本)] 計25489m ² /床面積273.940m ² ≈ 0.093
① 0.01以上	15	
○ ② 0.01未満、0.005以上	10	
③ 0.005未満、不詳	5	
エ 柱底部の一體性		
○ ① 土台建	15	
② 碕石建で地長押等により柱を連結	10	
③ 碕石建で各柱が独立	5	
オ 柱脚部の一體性		
① 貫及び長押を使用	10	
○ ② 貫又は長押のいずれかを使用	5	
③ 貫・長押を使用しない	0	
カ 天井		
① 大引・根太・組入天井	15	
② 梁縁・格・鏡天井	10	
○ ③ 竹木舞・漆喰・天井なし	5	
キ 碕石の大きさ		柱は土台建でとなっており、礎石建でに比べ礎石から柱が脱落する可能性は少ないといえる。ただし、土台と基礎を緊結するアンカーボルトが確認できなかったことから、区分②に相当すると判断。
○ ① 柱周間に柱径の1/2以上の余裕がある	10	
② 柱周間に柱径の1/3以上の余裕がある	5	
③ 柱周間にほとんど余裕がない	0	
計	【 155 】	
C 屋根構造に係る事項		
ア 小屋組		
○ ① 洋小屋	25	
② 和小屋	20	
③ 叉首組・垂木構造	10	
イ 屋根野地		
① 板張・屋中竹下地	25	
○ ② 板木舞・不明	10	
③ 竹木舞	0	
ウ 屋根葺材	【 桟瓦 莖 】	
① 金屬板葺・板葺	25	
○ ② 檜皮葺・こけら葺・桟瓦葺(葺土なし)	20	
③ 桟瓦葺(葺土あり)・茅葺	15	
④ 本瓦葺	5	

工 軒面積/床面積	【 309.24m ² / 273.94m ² 】		= 1.13
○ ① 12未満	25	「史跡旧余市福原漁場保存修理工事報告書」より、軒出は0.455mとなっている。軒面積は、建物の面積に周長×軒出を加算し、273.940+ (77.584m *0.455)m = 309.241m ² /床面積273.940m ² ≈ 1.13	
② 12以上、14未満	15		
③ 14以上	5		
計		【 80 】	
(3) 保存状況に係る事項			
ア 不同沈下			沈下状況
① 無し (3/1000未満)	25	最大傾斜角 [0.83/1000] 主体部	
○ ② 有り (3/1000以上5/1000未満)	15	最大傾斜角 [4.60/1000] 前室	
③ 著しい (5/1000以上)	5		
イ 主要構造材の腐朽・虫害			被害部位
○ ① 健全	25		
② 一部被害	15		
③ 過半被害	0		
ウ 主要構造材の変形			変形部位、構造欠陥部位
○ ① 健全	25		
② 変形がある	15		
③ 変形が著しい	5		
エ 根本修理歴	【 根本修理 : 平成3(1991) 年度 】		既存補強内容
○ ① 根本修理後100年未満	25	保存修理工事時に腐朽部材の交換を実施。	
② 根本修理後100年以上、200年未満	15		
③ 根本修理後200年以上	5		
計		【 90 】	

3 判定

判定欄には判定結果のほか、診断者の所見も記述する。

判定結果【ウ】
重要文化財（建造物）の根本的な修理（補強を含む）、又は使用方法の見直しが必要となる可能性が高く、速やかに耐震基礎診断を実施する必要がある。
所見
構造特性に係わる事項のうち、B. 軸部構造に係わる事項の評点が60点未満。 外壁軟石に剥落が生じていた。前室の屋根葺き材が傷んでおり、欠損も確認された。 なお、石蔵は主体部分と前室（下屋）部分で架構が分かれているため、耐震診断を実施する際は別棟として診断する必要がある。また、外壁軟石の面外崩落についての検討も実施することが望ましい。

注) 判定結果が、ア～ウのいずれの場合も、必要な改善措置について、都道府県教育委員会の指導助言を受けることができる。

4 管理・活用方法の把握

管理・活用の現状で（ ）の該当するものを○で囲む。その他、特記すべき点について末尾の欄に記す。

A 管理体制	
ア 常駐管理者	(有り) 無し)
イ 定期的見回り	(有り) 無し)
ウ 連絡体制の整備	(有り) 無し)
B 活用状況	
ア 用途	(居住、収納、業務用、 <u>公開</u> 、公共施設、その他 ())
イ 内部立ち入り状況	(<u>常時</u> 時々、無し) (昼夜とも、 <u>昼間のみ</u>)
ウ 立ち入り人数の概況	(<u>特定の入</u> 、関係者のみ) (多数、 <u>少數</u>)
エ 使用方法	(<u>滞留型</u> 、通過型)
オ 屋外待避	(<u>容易</u> 、困難)
カ 入場制限	(全面、 <u>一部</u> 、無し)
キ 危険性明示の有無	(有り) 無し)

(書式)

耐震予備診断書

令和4年12月23日

1 建造物の名称等

名 称 国指定史跡旧余市福原漁場 文書庫	所在地 北海道余市郡余市町浜中町150-1
所有者等氏名 余市町(株式会社コンステック札幌支店 池田圭一郎)	所有者等住所 北海道余市郡余市町朝日町26番地

2 項目別評価（該当する区分に○印を付し、事項別に評点の計を求める）

診 斷 項 目	評 点	特 記 事 項
(1) 立地環境に係る事項		
ア 地城区分 ① IVに該当する地域 ② IIIに該当する地域 ○ ③ IIに該当する地域 ④ Iに該当する地域	15 10 5 0	昭和55年建設省告示第1793号（改正平成19年国土交通省告示第597号）より
イ 災害歴 ○ ① 無し ② 有り	15 5	被災状況を記入
ウ 活断層 ○ ① 無し ② 有り・不詳	15 5	本建物が立地する敷地の半径5km以内に活断層は認められない。
エ 地盤 ① 良い ○ ② やや悪い ③ 非常に悪い	20 10 0	本建物が立地する地域の地質は、砂・礫および泥からなる「氾濫源堆積物」とされる。
オ 造成状況 ① 切土地・未造成地 ○ ② 盛土地・不詳 ③ 埋立地（河川・沼・池）	20 10 0	現存する資料等に記録はないものの、主屋と同様の地盤レベルであることから、盛土地であると想定。
カ 周辺地形 ① おおむね平地 ② 池沼に隣接 ○ ③ 急傾斜地に隣接	15 10 5	当該敷地は余市町防災ガイドマップにより「土砂災害警戒区域」に指定されている。また液状化予測地質図により「液状化の可能性が高い」とされる。
計	【 60 】	
(2) 構造特性に係る事項		
A 規模・形状に係る事項		
ア 延べ面積 ① 100m ² 未満 ② 100m ² 以上、250m ² 未満 ○ ③ 250m ² 以上、500m ² 未満 ④ 500m ² 以上	【 336.298m ² 】 25 20 10 5	文書庫の床面積は、地階から3階まで 80.976m ² 、1階前室部分が実測値より $4.545m \times 2.727m = 12.394m^2$ とし、延べ面積はおよそ 336.298m ² である。
イ 軒高 ① 3m未満 ② 3m以上、6m未満 ○ ③ 6m以上、9m未満 ④ 9m以上	【 8.7m 】 25 20 10 5	「史跡旧余市福原漁場保存修理工事報告書」より、文書庫の軒高は8.700mである。

ウ 軒高／短辺長	【 8.7m / 6.363m】	= 1.37 「史跡旧余市福原漁場保存修理工事報告書」より、文書庫の軒高は8.700m、梁間6.363mであるため、軒高8.700m／短辺長6.363m ≈ 1.37
① 0.5未満	25	
② 0.5以上、1未満	20	
○ ③ 1以上、2未満	10	
④ 2以上	5	
エ 形状		
○ ① 平面・立面とも整形平面不整形	25	
② 平面不整形	15	
③ 立面不整形	5	
計	【 55 】	
B 軸部構造に係る事項		
ア 土壁の配置		文書庫は四面とも外壁面に対して1/5以上の土壁がある。ただし、前室部分は耐力要素となる外壁面がないため注意が必要である。
○ ① 四面とも土壁長が1/5以上	20	
② 土壁長が1/5未満の面がある	10	
③ 外壁に土壁がない面がある	5	
④ 外壁に土壁がない	0	
イ 柱の配置		略平面図に柱配置記入
○ ① 内外とも規則正しい	15	
② 外部又は内部が不規則	10	
ウ 柱断面積計/床面積	【 1.503m / 93.37m 】	上記図面に主要柱断面寸法記入 柱断面積 [(155*155*59本) + (120*120*6本)] 計1.503m / 床面積93.37m ≈ 0.016
○ ① 0.01以上	15	
② 0.01未満、0.005以上	10	
③ 0.005未満、不詳	5	
エ 柱底部の一體性		
○ ① 土台建	15	
② 硫石建で地長押等により柱を連結	10	
③ 硫石建で各柱が独立	5	
オ 柱脚部の一體性		柱脚部に貫や長押を使用していない。ただし、土壁及び下地の貫により柱間の一體性はある程度期待できるため、区分②に相当する仕様であると判断した。
① 貫及び長押を使用	10	
○ ② 貫又は長押のいずれかを使用	5	
③ 貫・長押を使用しない	0	
カ 天井		文書庫は3階建て（地階あり）となっており、各階に天井は設けられていないものの直上階の大引が存在する。よって、区分①に該当すると判断した。
○ ① 大引・根太・組入天井	15	
② 梁縁・格・鏡天井	10	
③ 竹木舞・漆喰・天井なし	5	
キ 硫石の大きさ		柱は土台建でとなっており、硫石建で比べて硫石から柱が脱落する可能性は少ないといえる。ただし、土台と基礎を緊結するアンカーボルトが確認できなかったことから、区分②に相当すると判断。
○ ① 柱周囲に柱径の1/2以上の余裕がある	10	
② 柱周囲に柱径の1/3以上の余裕がある	5	
③ 柱周囲にほとんど余裕がない	0	
計	【 190 】	
C 屋根構造に係る事項		
ア 小屋組		
○ ① 洋小屋	25	
② 和小屋	20	
③ 又首組・垂木構造	10	
イ 屋根野地		
① 板張・屋中竹下地	25	
○ ② 板木舞・不明	10	
③ 竹木舞	0	
ウ 屋根葺材	【 桟瓦 莖 】	保存修理工事の際に、土置から空葺きに改めたとの記録あり（保存修理工事報告書より）
① 金屬板葺・板葺	25	
○ ② 檜皮葺・こけら葺・桟瓦葺（葺土なし）	20	
③ 桟瓦葺（葺土あり）、茅葺	15	
④ 本瓦葺	5	

工 軒面積/床面積	【 105.58m ² / 80.976m ² 】	= 1.30
① 12未満	25	『史跡旧余市福原漁場保存修理工事報告書』より、軒出は0.606mとなっている。よって、軒面積13938m ² * 7.575m = 105.58m ² / 床面積(最上階) 80.976m ² ≈ 1.30
○ ② 12以上、14未満	15	
○ ③ 14以上	5	
計	【 70 】	
(3) 保存状況に係る事項		
ア 不同沈下	沈下状況	
① 無し (3/1000未満)	25	最大傾斜角 【102/1000】 文書庫
② 有り (3/1000以上5/1000未満)	15	最大傾斜角 【1247/1000】 前室
○ ③ 著しい (5/1000以上)	5	
イ 主要構造材の腐朽・虫害	被害部位	
○ ① 健全	25	
② 一部被害	15	
③ 過半被害	0	
ウ 主要構造材の変形	変形部位、構造欠陥部位	
○ ① 健全	25	
② 変形がある	15	
③ 変形が著しい	5	
エ 根本修理歴	【 根本修理 : 昭和61(1986) 年度 】	既存補強内容
○ ① 根本修理後100年未満	25	保存修理工事時に腐朽部材の交換を実施。
② 根本修理後100年以上、200年未満	15	
③ 根本修理後200年以上	5	
計	【 80 】	

3 判定

判定欄には判定結果のほか、診断者の所見も記述する。

判定結果【ウ】
重要文化財(建造物)の根本的な修理(補強を含む)、又は使用方法の見直しが必要となる可能性が高く、速やかに耐震基礎診断を実施する必要がある。
所見
構造特性に係わる事項のうち、A. 規模形状に係わる事項の評点が60点未満。前室は出入り口側に向かって著しい傾斜が測定された。 なお、文書庫は主体部分と前室部分で架構が分かれているため、耐震診断を実施する際は別棟として診断する必要がある。

注) 判定結果が、ア~ウのいずれの場合も、必要な改善措置について、都道府県教育委員会の指導助言を受けることができる。

4 管理・活用方法の把握

管理・活用の現状で()の該当するものを○で囲む。その他、特記すべき点について末尾の欄に記す。

A 管理体制	
ア 常駐管理者	(有り) 無し)
イ 定期的見回り	(有り) 無し)
ウ 連絡体制の整備	(有り) 無し)
B 活用状況	
ア 用途	(居住、収納、業務用、 <u>公開</u> 、公共施設、その他())
イ 内部立ち入り状況	(<u>常時</u> 、時々、無し)(昼夜とも、 <u>昼間のみ</u>)
ウ 立ち入り人数の概況	(<u>特定の入</u> 、関係者のみ)(多數、 <u>少數</u>)
エ 使用方法	(<u>滞留型</u> 、通過型)
オ 屋外待避	(<u>容易</u> 、困難)
カ 入場制限	(全面、 <u>一部</u> 、無し)
キ 危険性明示の有無	(有り) 無し)

*なお、文書庫については、町単費で実施しているが、防災施設整備事業に関連することから本報告書に掲載した。

国指定史跡旧余市福原漁場
—防災施設整備事業報告書—

発行日 令和6年3月31日
編集・発行 余市町教育委員会
〒046-0015
北海道余市郡余市町朝日町26番地
印刷・製本 株式会社 おおはし
